

平成 2 1 年第 4 回与論町議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (1 2 月 1 5 日)

1	開 会	5
1	日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1	日程第 2 会期の決定	5
1	日程第 3 諸般の報告	5
1	日程第 4 一般質問	6
	喜山 康三君	6
	川村 武俊君	16
	喜村 政吉君	25
	麓 才良君	35
1	日程第 5 議案第 5 2 号	50
1	日程第 6 議案第 5 3 号	51
1	日程第 7 議案第 5 4 号	54
1	日程第 8 議案第 5 5 号	56
1	日程第 9 議案第 5 6 号	57
1	日程第 10 議案第 5 7 号	61
1	日程第 11 議案第 5 8 号	62
1	日程第 12 議案第 5 9 号	63
1	日程第 13 議案第 6 0 号	64
1	日程第 14 議案第 6 1 号	65
1	日程第 15 承認第 4 号	66

第 2 日 (1 2 月 1 8 日)

1	日程第 1 議案第 6 2 号	72
1	日程第 2 発議第 8 号	74
1	日程第 3 陳情の委員長報告及び討論採決.....	76
	陳情第 1 9 号 (文教経済常任委員長)	76
1	日程第 4 委員会の閉会中の継続審査、調査申出について.....	77
1	閉 会.....	78

平成21年12月 第4回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議 会 日 程
12	15	火	本会議(開会)(一般質問・議案審議)・常任委員会
	16	水	予備日
	17	木	予備日
	18	金	本会議(閉会)

平成 2 1 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

平成 2 1 年第 4 回与論町議会定例会会議録
平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日（火曜日）午前 9 時 4 1 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 5 2 号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 5 3 号 与論町光ブロードバンド・サービス設置条例
- 第 7 議案第 5 4 号 与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例
- 第 8 議案第 5 5 号 与論町乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例
- 第 9 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度与論町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 1 0 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号）
- 第 1 1 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 3 号）
- 第 1 3 議案第 6 0 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 1 4 議案第 6 1 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 1 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（給食センター連続炊飯システム購入契約について）

2 出席議員（12 人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 川 村 武 俊 君 | 2 番 林 隆 寿 君 |
| 3 番 供 利 泰 伸 君 | 4 番 福 地 元一郎 君 |
| 5 番 喜 山 康 三 君 | 6 番 本 畑 敏 雄 君 |
| 7 番 坂 元 克 英 君 | 8 番 喜 村 政 吉 君 |
| 9 番 野 口 靖 夫 君 | 1 0 番 麓 才 良 君 |
| 1 1 番 大 田 英 勝 君 | 1 2 番 町 田 末 吉 君 |

3 欠席議員（０人）

欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（１２人）

町 長	南 政 吾 君	教 育 長	田 中 國 重 君
総務企画課長	元 井 勝 彦 君	会 計 課 長	佐 多 悦 郎 君
税 務 課 長	猿 渡 ケイ子 君	町民福祉課長	沖 野 一 雄 君
環 境 課 長	港 沢 勝 君	産業振興課長	鬼 塚 寿 文 君
商工観光課長	久 留 満 博 君	建 設 課 長	高 田 豊 繁 君
教委事務局長	野 田 俊 成 君	水 道 課 長	岩 村 安 峰 君

5 職務のため出席した事務局職員（２人）

事 務 局 長	川 畑 義 谷 君	書 記 林	孝 徳 君
---------	-----------	-------	-------

開会 午前9時41分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） ただいまから平成21年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番供利泰伸君、8番喜村政吉君を指名します。

- - - - - ○ - - - - -

日程第2 会期の決定

- 議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月18日までの4日間に決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第3 諸般の報告

- 議長（町田末吉君） 日程第3、次は諸般の報告であります。

報告事項については、印刷して配布してありますが、その概要については、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

- 事務局長（川畑義谷君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成21年10月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その一部の写しを配布してありますので、お目通しください。

なお、平成21年第3回定例会において採択されました「介護療養病床廃止中止を求める意見書」、「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」、「甘味資源作物に関する意見書」及び「教育予算確保に関する意見書」については、内閣総理大臣ほか関係機関にそれぞれ提出してあります。

閉会中における町外での会議・活動等につきましては、次の表のとおりでござい

ます。

また、議会だよりにつきましては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第93号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業に当たっていただいた広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 諸般の報告は終わりました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第4 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第4、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番、喜山康三君。5番。

○5番（喜山康三君） おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○5番（喜山康三君） おはようございます。

一般通告をいたします。

1 与論町が被告となっている役場敷地所有権及び境界確定訴訟事件について。

(1) 議会においては和解で解決を図るとの説明を受けているが、実際は合意となっている。その理由は何か。

(2) 町の主張をどこまで行ったか。

2 行政の無駄の洗い出しについて。

(1) 国においては事業仕分けを行い、行政の無駄のチェックを行っている。本町においても、これに準じた施策を検討する考えはないか。

3 公務員の酒気帯び・飲酒運転への指導・懲罰について。

(1) 酒気帯び・飲酒運転は懲戒免職とするよう徹底するべきであると考えているが、どのように対処していく考えか伺いたいと思います。

続いて、質問者席において質問いたします。

○町長（南 政吾君） おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○町長（南 政吾君） いよいよ年の瀬も迫りまして、慌ただしい月になりました。平成21年最後の定例議会となりましたが、1年の反省を兼ねてお答え申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1の(1)についてお答え申し上げます。

本件につきましては、平成21年8月26日及び21年9月18日の全員協議会において、これまでの経緯及び今後の対応について説明申し上げるとともに、平成21年10月23日の平成21年第4回与論町議会臨時会において、和解について承認をいただいたところであります。

なお、和解の詳細については、合意書として作成し双方で取り交わしております。

次に、1の(2)についてお答えいたします。

1の(1)で答弁申し上げたとおり、平成21年8月26日及び21年9月18日の全員協議会、そして平成21年10月23日の平成21年第4回与論町議会臨時会において、経緯等について説明申し上げたところですが、本件の係争地部分の面積は787.68㎡であり、双方が主張してまいりました。

次に、2の(1)についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、国は予算の無駄を洗い出す行政刷新会議の事業仕分けにより、449事業の廃止や縮減の決定を下しました。

新聞報道によると、「独立行政法人や公益法人が抱える基金に国庫返納を求める分を加えると、ひねり出した成果は1.6兆円を超え、目標の3兆円には届かなかったが、来年度予算に使える貴重な財源の一部になった」とされております。

一方、「インターネットで国の予算編成作業の一端を同時中継するという試みは数多くの課題も残し、国会議員や民間有識者からなる仕分け人が、公開を意識してパフォーマンス的な言動を繰り返し、各府省の説明担当者を一方的にやり込める場面が相次いだ。また、仕分け人をどういう基準で選んだのか、それも不明だった」とも報道されています。

本町の予算編成に当たっては、自立化戦略会議からの提言、監査からの指摘事項及び第4次総合振興計画の第3期実施計画等を考慮し、無駄を徹底して排した予算編成を行っているところであります。

御指摘の件については、第5次総合振興計画の策定過程で検討していきたいと考えております。

最後に、3の(1)についてお答え申し上げます。

飲酒運転は、特に悪質・危険性の高い事故の原因となる交通三悪の1つであり、平成21年6月1日に改正された道路交通法においても処分が厳しくなっております。

飲酒運転による事件・事故等がマスコミをにぎわせていることから、本町においても朝礼や課長会等において、「飲酒運転の根絶」を徹底しているところであります。

御指摘の懲罰については、平成１９年２月５日に開催された「与論町職員の交通違反に対する行政処分等基準見直し検討委員会」で検討された御意見等を取り入れ、同年１１月１３日付けで改正された「与論町職員の交通違反に対する行政処分に関する規定」により、厳しく対応しているところであります。

- ５番（喜山康三君） 初めにお断りしますが、与論町が被告となっている役場敷地周辺の訴訟は、取り下げられた形で決着が図られていることは町長から説明があったとおりであります。このことについては、何も原告の方を非難するためとかの、質問ではないということをあらかじめお断りしておきます。

私が一番ここで町長に問いたしたいのは、いわゆる町長の姿勢です。行政を預かる立場として、どういう考え方と姿勢でこの問題に取り組んできたかということで、一部の町民から非常にお叱りを受けております。それで、総務企画課や役場の方にも、いろいろと町民の方から苦情の電話がきたことや電話をしたという話も聞いております。これについて町長は、どのようにお考えですか。

- 町長（南 政吾君） 町民の方から見ますと、この敷地についての５６年間の経過を詳細に知るという機会はなかなかなかったと思います。そういうことを考えますと、町民からの批判は、あったのではないかと考えているわけであります。当事者の私どもとして、この５６年間お互いの主張を通しながらやってきた経過を見まして、今後これをそのまま続けたときに、どれだけの期間がかかるか、ますます分からない者同士が、ずっと争っていくということではこれは大変だということで、いろいろとその問題を解決するための委員会をお願いしているわけですが、その方々とも相談して、何とか努力をしてこの機会に解決する必要があるのではないかという思いでやってきたわけであります。もちろん私どもとしても、町の財産を預かっている立場として、１円たりとも理にかなわないものは飲むわけにはいかないという思いで、相手にもはっきりとその件は申し上げ、相手もまた町民の１人である。あなた方の財産についても守っているということしか町としては考えていないと。ですから、今後は公平な立場できついことも言うかもしれませんがということで、ずっと１０年間交渉を続けてきたわけであります。御承知のように、相手からの告訴という形で法廷の場に移りましたが、その結果、今回の合意ができたというふうに考えております。

- ５番（喜山康三君） 議会の説明においては和解するという事で説明を受けて、議会で資料を請求し、約１０１項目にわたって裁判資料をある程度精査してみたんですが。私が一番これを見て感じたことは、町長が与論町の財産を守るために、どこまで本気になって一生懸命やったのだろうかということについて、非常に疑問を抱きました。その理由は、要するに法律用語の、釈迦に説法じゃないですけど、和

解ということで説明を受けながら、合意ということになって、私が解釈するには、和解というのはあくまでも争いごとがあると、争いごとの決着として、その一定の結論を得たと、そのときが和解という形だと私は解釈しているわけですが。合意というものは、そもそも当初から争いごとがなかったと、話し合いで済んだというですね、そういう形の決着の仕方であって、これが本当に正しい町民の利益を代表した結論の在り方かどうかということについて、私は非常に疑問を持っているところでございます。

調べたところによると、先方、原告の方は、弁護士を代えております、当初の弁護士からですね。弁護士を代えてでも自分の主張をきちっとやる、自分の主張や考え方をきちっと通すという並々ならぬ意気込みで、原告はこの問題に取り組んでいるわけです。

では翻って、与論町はどうしたか。これに対して、弁護士を当初から最後まで代えていない。私は、この辺の法廷闘争の在り方について、町長はどういう設計をされていたのか、どういう戦略や戦術を立てていたのか。そのことについて、非常に疑問を持っております。要は、この告訴問題は、与論町が町民を訴えてはいけない。公権力で町民を訴えて苦しめてはいけないということで、私は長い間裁判にはしていなかったんじゃないかと理解しております。それが住民側から告訴してきたわけですし、受けて立つわけですから、それはそれなりの対処の仕方では僕らは結構だと思っております。それで、弁護士などといろんな密接な打合せを行ったと思います。そしてまた、このことで町長は何回か鹿児島にも出張なさっていると聞いております。この辺について、弁護士との打合せについて、例えば証拠集めですよ、証拠集めにおいて、いろんな証拠集めの手法があると思います。それについては、どのような形で、どういう内容で話し合われたか、説明を伺いたいと思います

- 町長（南 政吾君） まず、合意と和解の問題について、これは理解の仕方があると思うんですが、お互いですね、56年間も争ってきたわけです、町とですね。その中でいろいろ到着点をお互いの立場から探っていくということで、その段階で私は和解を求めてやっていると。和解が成立したときに合意で、最終的に申し上げたとおり、その文書で合意をしたということで、これは和解と合意というのは、ほとんど表裏一体の問題じゃないかというふうに思っているわけです。ですから、分けてですね、和解がどうして、合意がどうしてという問題じゃなくて、表裏一体と考えるべきじゃないかというふうに考えているわけです。そういう考えからして、今までの経緯が生じてきているということになるわけでありまして。

それから、もし弁護士を代えた、代えないの問題ですが。いい弁護士を最初からいろいろと選択をして、あの弁護士、この弁護士いろいろ相談をして、お話を聞いて

た結果、決めたらですね、やっぱり私は最後まで通すのが当たり前じゃないかと。徹底して最初のうちに検討してやれば、何も途中から代える必要は、それは我々の言い分とその弁護士の意見が合わなければ代える可能性もあるわけでありまして、最初のうちにいろんな角度から弁護士の先生方にお会いして、最終的に県の顧問弁護士をしているところで、ここが一番いいということでやったわけでありまして、幸いにいろいろと私どもの立場も考慮してやっていただいたものですから、代えなかったということでもあります。必要があれば、それは代えると思いますが、そういう点は御理解をいただきたいと思います。

それから、どれだけのことをやってきたかということなんですが、私どもとしては、最初に10年前にこの問題について、建築をするために出入口を使わせていただきたいという要請があって、それがずっと続いてそのままになっているということで、それを元に戻していただきたいという要望をしたわけでありまして。そして最初はそういうことから始まりまして、いろいろとこの問題は大きな問題でもあるので、解決しないといけないということで、委員会も招集してやったんですが。なかなか今までの経緯の証拠文書がなかったということで、それに携わった職員を通じて今まで残っている書類を、全書類を全部調べ直してもらったわけなんです。そこからある程度の経緯の書類が出てきて、それを基にして法廷には提出したわけでありまして。以上です。

- 5 番（喜山康三君） この合意書の中身を読んでみれば分かると思いますが、それと、私が提出した資料の中に、今の海岸通りの県道になるところの当時の写真が議会の写真集にありまして、これをコピーして皆さんに回しているわけですが。こういう歴史的経緯や、この道路ができた事情とか現地の事情について、字民をはじめ、ほとんどの方がよく現況を御存じなんですよ。しかし、決着した現況を見ると、ここまで町は譲ったのか、あるいは、簡単な話が弁護士をつけなくても、これはもう全敗ですよ、原告の言うのを丸飲みでね、負けたようなもんですよ、私に言わせればですね。要するに、この中で合意書の3項目の、「本件紛争の解決金として金40万円の支払い義務があることを認め」となっていますが、これは何も紛争の解決金じゃないですよ。土地のいわゆるオーバー分を精算する金額ですよ。実質は、町長の説明では、これを平方メートル当たりで計算すると7,500円。茶花のど真ん中の土地を平方メートル7,500円で、町長は売り渡しているわけですよ。茶花小学校の場合、あれが確か1万円余りですか、坪当たり11万円以上の金額で茶花小学校の代替地の分では提出しています。ここでは、この算出の根拠、それもでたらめだ、私に言わせれば、何も根拠がない。これじゃ町民に説明のしようがないですよ。もし面積がオーバーするんだったら、その面積に準じ

た形でちゃんと測量すべきであって、原告の言いなりになって線引きをして、そのオーバー分は平方メートル当たり7,500円で売却すると。どちらを見てもですね、これが与論町の財産を守る町長の考えることかと、私は非常に疑問に思っています。また、町民からも鋭く指摘されております。それについては、町民に対してどう説明をされますか、町長。

- 町長（南 政吾君） まずひとつですね、御理解いただきたいと思うんですが、いろんな両方から証拠品の書類を提出して、裁判に境界の決定をということで、係争点をそこにもって行って、境界線を引くための裁判ということで、原告側から出したわけでありまして。そのときにですね、いろいろ両方からその書類を提出して、結局、裁判所の方で検討に検討を重ねた結果、両方ともその土地は、どちらもはっきりした根拠がないと、役場にも主張する根拠がない、相手側の方にも主張する根拠がないということで裁判にはできないということで、ほかの方法でやってくれということで、所有権の裁判に変わってきたわけでありまして。と言いますのは、所有権はどちらが勝ったとしても、登記はできない、筆界未定のまま残る。その前例が、既に何十年と続いて、今観光ホテルの近くにございますけれども、今もって裁判で勝ったと言いながらも、境界線も引けない、手もつけられないで置いてある状況であります。したがって、それを考慮したときに、じゃあこの問題を解決するにはどうしたらいいかということで問いただしたところ、両方の合意がなければ駄目だと、登記するときに両方の判を押してもらわなければ、登記はできないということであります。そうなりますと、今私どものいる敷地も筆界未定で建て替えもできない、老朽化してもどうにもならない。この状況が続く限りですね、またもう1つ超えた墓の前の土地も、筆界未定の一部でありますので、そこも手も足もつけられないということで、これを56年間も続けてきている。これからもそのように続けるかどうかという基本的な、考え方を、まず私ども関係者は討論をしたわけでありまして。その結果、年が経てば経つだけ分からないものばかり増えて、余計ややこしくなる、解決は図れないんじゃないか。できるだけ解決すべきだということで、和解をして合意に達したわけでありまして。その結果、その土地の、どうしてもこれだけ分は折半をして、争っている面積の2分の1ずつで話をつけたいということでお願いをしたところ、それじゃもうやむを得んだろうということで、合意に達したわけでありましてけれど。その時点で、地形の関係からいって面積が少しほしいということで、それについては金を払うからということで、やったわけでありまして。ところが、この文書の中には、解決金というふうに書いてあります。結果は土地代という形ですが、公的には土地代であっても、解決金という名前しかつけられないという弁護士の指導で、解決金というふうに書いてございます。

それと、値段についてですが、税務課から税の対象として、平方メートル7,500円という評価が出ていまして、そうであれば、最終的な段階まできてやむを得んだろうということで、決定したわけであります。以上です。

- 5 番（喜山康三君） 細かい経緯については承知しているので結構なんですけど、要するに町長は、与論町が訴えられたことに対して、どこまでも毅然とした姿勢と考え方で主張を貫く意思があったのかどうか。そこが、逆に私に言わせれば、原告側に見透かされているんじゃないか、軽んじられているんじゃないかと。だから、私が言っているのは、どういう形であれ最大限の努力を払って、公益のために、町の財産を守るためにどういう努力をしたかということと、どこまで払ったかということと、私は問うているわけでございます。それは当然、相手方も、自分の主張を一生懸命してきますよ、死に物狂いでやってきますよ。それに対して町長がどれだけ死に物狂いで、相手の情報をいただくために、努力したかということについて、この合意書の内容を見る限り私は非常に疑問を持っているわけなんです。そのことを町長に問いただしているわけであって、この点について当初からどう考えていたのか。それをお聞きしたくて、この質問をしたわけです。

- 町長（南 政吾君） どれだけ決心をしてやったかというバロメーターは、自分ではできるだけのことをしたとしか回答のしようがないわけであります。その証拠は、56年間もめてきて、話が一步も進まなかった状況下で、批判を受け、どういう御批判なのか分かりませんが、私自身は、自分の代でこういう争いは解決して、次の世代まで譲るべきではないという決心でやったわけであります。その結果がどういう批判を受けようが、私はこれが正しいと思って決定したわけであります。ですから、その点は、56年間解決できなかったものを、私は自信を持ってやったというふうに確信しております。以上です。

- 5 番（喜山康三君） 町長が強い意気込みで、この問題に取り組んだということ、改めて知ることになりましたが、少なくともこの問題は決着してありますが、町民に対する一定の説明責任はある、そういう意味で質問を行ったわけであります。

私が町長にお願いしたいことは、公有地と民有地の境界問題については、大なり小なり相当数ケースがあるとお聞きしております。今後これについて、どういう形で解決を図るか。例えば町が相手を訴える、あるいは相手が町を訴えた場合に、町としてどういうメンバー構成で、どういうやり方でいこうとか、どういう決まりをつくろうとか。これはあり得ることですから、今後とも。それについて一定の方向性とか、いわゆるルールみたいなものを、作成する必要があると思いますけれど、その点については町長いかがですか。

- 町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりで、こういう問題は山積しているわけで

す。今回のことを一つの経験といいますか、貴重な体験と思い、今後は事案に対応した形で人選とかいろんな方法を検討していきたいと思っております。この貴重な経験を生かしていきたいと私ども執行部の方も、いろいろとその話をしているところであります。

- 5 番（喜山康三君） 次に、2 番目の行政の無駄の洗い出しについて伺います。

行政の無駄といっても、事業そのものの在り方とか、あるいは設計の在り方、あるいは細かい 1 円、2 円、1 銭、2 銭の拾い上げで、どういう形で行政の無駄を拾い出すか、洗い出すかということが、いろいろあると思います。

総務企画課長に伺いますが、今与論町は、A 4 のコピー用紙 1 枚をいくらで仕入れしていますか。

- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。

- 総務企画課長（元井勝彦君） 昨年までは A 4、A 3、B 4 とすべてを網羅して見積りを取っていましたが、今年から一番多く使うのが A 4 でございまして、A 4 だけの見積りを取っております。

御質問の件なんですが、1 締め 5 0 0 枚で、3 4 0 円です。したがって、1 枚当たりは 6 8 銭ぐらいになると思います。

- 議長（町田末吉君） 5 番。

- 5 番（喜山康三君） 非常に細かい話で申しわけありませんが、かなり努力しているなと思います。これは、結構いい値段なんですよ。それで私が言うのは、役場のボールペン 1 本 1 本から、徹底してこの辺についての洗い出し、場合によってはネットでの購入でもいいじゃないですか。課長の皆さん方は、ネットでもいろいろ商品を購入されていると思いますよね。ネット価格と市販価格といろいろあると思いますけれど、ネットで購入して十分対応できる商品というのがあるわけです。そういうものでも、一定の評価のできる見直し、例えば事業についても、建設課長に伺いたいんですけど、舗装を行うときに、いわゆる構造改善事業をするときに、以前の舗装は頑丈だから、残したままカッティングして、そのほかの部分だけを舗装するとかですね、いろんな意味で創意工夫というのが必要ではないかと思います。その辺については各担当課長でいろいろ努力はなされていると思いますけれど、一つの方向性とかについて、話し合う機会はあるのか。また、今後の指針みたいなものをつくっていただく方法はないのか、いかがでしょうか。

- 議長（町田末吉君） 町長。

- 町長（南 政吾君） 現在も、そのようなお互いに融通し合ったやり方ではやっております。計画的にこうしてということではなくて、発生ベースでそういうことはやっています。

なお、そのことについては、お互い横の連携を密にするという意味でも、検討させていただきながらやっていきたいと思っております。

- 議長（町田末吉君） 5番。
- 5番（喜山康三君） 特に今畑かん事業をしているところと県工事との兼ね合いで、この辺をもっと詰めて経費を浮かせて、その分を町がほかの予算の方に振り分ける方法とか、何かその辺の県の事業とのすり合わせについては、なかなか難しいということをお願いしますが、その辺について、町長は県と話をされたことはありますか。
- 議長（町田末吉君） 町長。
- 町長（南 政吾君） 一番、県の工事で問題になるのが、残土の問題なんです。そこをですね、持っていくという工事の代金の中で、私ども土地を利用できるように今後その対応をしていかなければならないと思っているわけです。現在のところは、その残土を利用して埋立てし畑をつくるとか、そういう計画までいっていないので、その検討を今一生懸命やっているところです。今までは堆肥センターのところが全部県の費用で埋立て、石碑の方は予算を組んでやっているわけですが、埋立て自体は県の費用でやっています。今後そういう希望者を募ったり、また将来の町の事業を目指した形で両方、相乗効果があるように考えてまいりたいと思っています。残土が一番大きな問題として出ております。
- 議長（町田末吉君） 5番。
- 5番（喜山康三君） 以前から特に残土の処理については非常にお金が掛かって、処置に困るとお聞きしているわけですが。先般、瀬良海岸の護岸事業でも、残土の利用については、私なりに産業振興課長に提案書を出しております。私は逆に、この残土の利用はやり方によっては幾らあっても足りないんじゃないかと、そういう気がしないでもないんですよ。この残土のもっと有効な手立てというのは、今私の提案している部分がいいか悪いかは別として、かなり別の新たな事業もつくれるという考えでいます。そういう意味で、のけものとか排除するという考えじゃなくて、逆にそういう一見無駄に思えるようなものを、町の事業に活用し得るような、別の視点で事業も検討し取り組んでいただくよう要望しておきます。

続いて、3番の公務員の酒気帯び・飲酒運転についてですが。これについての町長の答弁書では、厳しく対応しているところとかいろいろありますが、酒気帯び運転で検挙されても、与論町長の耳に入らないことがありますか。

- 議長（町田末吉君） 町長。
- 町長（南 政吾君） 耳に入らなければ分からないということしか答えられないんですけれども、今のところ職員ということでは、聞いていないです。飲んだ後に運転

するばかりが飲酒運転ではなく、飲み過ぎて次の日までアルコールが残っていたときに運転しても飲酒運転だということだけは、いつも朝礼で厳しく注意をしていますが、ないようにこれからも気をつけてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 要するに、酒酔いというか酒気帯びで役場職員や臨時職員が検挙されても、町長がそれをチェックする方法がないわけですよね、実際は。あくまでも、噂ですが今年になってもそういうのがあったという話が私の方にちらっと入ったもので、それは事実かどうかは別として、少なくとも役場職員の免許証の裏のコピーを、半年に 1 回なり 1 年に 1 回なりチェックする制度も設けたらどうですか。それぐらい厳しい対応を役場職員にして、公務員としての町民に対して姿勢を示してもいいのではないか。その辺については、町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点は検討させていただきたいと思います。個人の権限等いろんな形の問題もあるかと思いますが、職場内で今後検討させていただきたいと思います。今のところは、そういう問題が出たときには報告するようになっておりますので、そのときは交通違反に対する検討委員会で審査をします。19 年の 11 月 13 日にこれをやっていますが、その基準に従って処分をするということで徹底してやっていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） この処分の内容について、「与論町職員の交通違反に対する行政処分に関する規定」の概要について、総務課長、説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先ほど町長の方からもありましたとおり、交通違反の懲戒処分等の基準でございますが、飲酒運転によるものとしましては、過失致死の場合は懲戒免職、それから過失傷害の場合が懲戒免職並びに停職が 6 か月から 1 年、昇級延伸が 6 か月から 1 年、それから物損事故の場合の処分が懲戒免職、停職がさっき申し上げましたように、6 か月から 1 年、昇級延伸も 6 か月から 1 年、それから自損行為につきましても、懲戒免職、停職 6 か月から 1 年、減給 10 % が 6 か月から 1 年、昇級延伸が 6 か月から 1 年、それから交通法で違反のみの場合が、処分としまして懲戒免職、停職 6 か月から 1 年、減給 10 % が 6 か月から 1 年。昇級延伸が 6 か月から 1 年等々となっておりますが、この中身等につきましては先ほど町長からもありましたように、委員会の方で検討して任命権者の方に答申するという形になっております。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○ 5 番（喜山康三君） この間、職員の給料の減額の際にもありましたが、また喜村議員からも、一般町民に比べて公務員の処遇・手当その辺の報酬は、並はずれた所得だと私は考えます。それならば、それなりの責任とそれだけの自負を持って、きっちと町民の公僕として町の発展のために、ますます頑張っていたきたいので、そのためにも、こういう規律は、厳格にきっちと守っていただくよう、また町長が指導されるよう要望して、私の一般質問を終わります。

○ 議長（町田末吉君） これで、5 番、喜山康三君の一般質問は終わりました。

次に進みます。次は、1 番、川村武俊君に発言を許します。1 番。

○ 1 番（川村武俊君） おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○ 1 番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。

無駄を削るために進められた鳩山内閣の事業仕分けは、無駄を削るのは当然ですが、必要なものを削って大きな無駄には手をつけていません。政党助成金、官房機密費、思いやり予算、ミサイル防衛などには聖域としてメスを入れていません。そして暮らしに必要な生活関連事業には、ばっさりと見直しや予算削減の判定を下しました。地方交付税交付金や診療報酬の配分、医師確保・救急・周産期対策等医療や保育、科学研究、芸術・文化など、私たちの生活に必要な予算の削減の判定をしました。また、環境面などから国民の批判の強い高速道路の無料化は、事業仕分け議論の対象外とされたことは問題であり、今後注視する必要があります。

これらのことを踏まえ、2009年第4回定例会において、先般の通告に基づき質問します。

1 つ目は、今日の景気の低迷や医療費の負担増によって医療費の未収金が医療機関の経営を圧迫するだけでなく、支払いが不能な患者の生命にも影響を及ぼしかねません。生活困難者のために、医療機関が実施主体となって医療の自己負担分を無料又は低額で診療できる、社会福祉法で定められている無料低額診療事業の周知を図る必要があると考えるが、町長に見解を伺います。

2 つ目は、難病を患い島外の医療機関を利用せざるを得ない場合、通院や現地滞在等に係る交通費、宿泊費等が医療の自己負担分の2倍から3倍も掛かり、患者の最も大きな負担になっています。離島ゆえに起こっている医療の格差です。特に、難病を患っている子ども及び介護者の負担を軽減するため、支援の必要があると考えるが、見解を伺います。

3 つ目は、本町の基幹作物であるさとうきび及び畜産が危機的状況に置かれていますが、今後どのような対策を講じるのか伺います。

4 つ目は、将来の農業振興のため、新しい品目の開発に取り組む考えはないか伺

います。

5 つ目は、アリモドキゾウムシの撲滅を図り、さつまいも類を新しい品目として商品化する考えはないか伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、1 つ目の御質問にお答えいたします。

無料・低額診療事業につきましては、社会福祉法第2条第3項第9号により「生計困難者のために無料又は低額料金で診療を行う事業」と規定されており、病院や診療所、老健施設などが、その実施主体となるものであります。

この事業を行うには、医療機関等が事業内容等について定款や内規等に定め、県知事に届け出ることが必要です。また、診療費の無料化及び減免方法の明示、健康相談や生活相談等を無料で行う医療ソーシャル・ワーカーの配置や、そのために必要な施設の設置など、一定の条件整備が求められております。

なお、この基準を満たして事業を実施する医療機関等については、税制上の優遇措置が受けられる制度になっております。

御質問の本制度の周知につきましては、事業認可の窓口である県保健福祉部と連携を図りつつ、実施主体となる島内の医療機関等に対して啓発を行ってまいりたいと存じます。

次に、2 つ目の御質問にお答え申し上げます。

いわゆる難病については、社会通念として「治りにくい病気」や「不治の病」を指す言葉であることから、時代の医療水準や社会事情によって解釈が変化しております。

一方、昭和47年の国の難病対策要綱においては、「原因不明で治療方法が未確立、かつ後遺症のおそれが大きい疾病、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護等で家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病」という施策上の定義がなされました。

また、一般に難病といわれる病気のうち、一応の診断基準があり、難治度・重症度が高く、原因究明や治療法の確立などが特に困難な疾患については、特定疾患として国が指定し、公費による医療費の自己負担の軽減と原因究明、治療法の研究等が行われているところであります。

行政や医療現場においては、この国が定める特定疾患を狭義の難病と定義する考え方もあります。

町内のいわゆる難病患者の御家族の経済的・精神的な御負担や御心労を軽減するための、議員御提案の施策につきましては、支援対象者の範囲や財政面等を含めて、様々な見地から今後検討・判断させていただきたいと思っております。

次に、3つ目の御質問にお答え申し上げます。

さとうきびや畜産業は、本町の経済を支える重要な産業であり、それぞれ規模拡大を進めてまいりました。さとうきびの品目別経営安定対策の制度見直しについては、政権交代の影響を受け、生産者対策交付金単価の見直しとともに、いまだ公表されておりません。新年早々に説明会がある予定との連絡は受けておりますが、中身につきましては、米の戸別所得補償制度や22年度予算全体との絡み等で不透明な状態のままとなっております。

本町としましては、政権交代前の自民党案に沿った見直しがなされるものと期待をしているところでありますが、糖業振興会がサービス事業体となることで、A—5特例農家を救済する条件整備を整えたところであります。制度見直し公表後に何らかの対策を講じなければならない事態も想定されますので、推移をしっかりと見守っていきたいと思います。

また、畜産につきましては、昨今の子牛価格の下落と飼料価格の高騰、消費の低迷により農家収入は激減しており、畜産農家の生産意欲にまで影響するような状態であります。

今後は生産コストの低減のため、研究会等による生産技術向上の支援、自家飼料対策といたしまして、飼料作物種子購入補助や飼料畑切り替え時の中熟堆肥助成、また品質向上対策といたしまして、優良素牛導入に対する助成を検討しているところであります。

次に、4つ目の御質問にお答え申し上げます。

今後の農業振興につきましては、本町の農地条件に合った面積当たり収益の高い園芸作物の振興が有効であると考えております。

現在、サトイモ、インゲンにつきましては、昨今の経済情勢においても市場や契約先からの高い評価と需要をいただいております。さらなる生産拡大を図る必要があると考えております。特にインゲンについては、ここ数年で安定的な契約栽培へと販売戦略の転換が図られたこともあり、地元雇用を活用した専業農家が育成されてきているほか、面積当たりの収益性が高く、畜産との複合が可能な施設ニガウリも安定的で魅力的な品目であることから、ビニールハウスや平張り施設等の生産施設の整備や栽培技術向上の支援など、その生産振興策の推進に努めてまいりたいと思います。

また、新たな品目として、熱帯果樹の一種である「アテモヤ」が一部の生産者の方々によって栽培され、技術改良が進められてきたところでありますが、簡易な防風施設で低農薬での栽培が可能であることなどから、魅力的な品目と考えております。まだ、全国的な知名度が低いことから、沖縄への出荷がほとんどであります。

が、新たな販路開拓に向けて、東京での販促活動や市場調査等も行っており、今後その生産振興に努めてまいりたいと考えております。また、今年度は農産加工品の研究・開発を支援するための特産品支援センターがオープンしたことから、島独自の農産物を活用した特産品づくりについても、力を入れてまいりたいと思っております。

次に、5つ目の御質問にお答え申し上げます。

さつまいもの害虫であるアリモドキゾウムシの根絶を図るため、これまで薬剤による防除や寄生植物の除去による防除が行われてきましたが、広域での根絶は困難であるため、誘因剤と不妊虫放飼による根絶実証を平成6年から喜界島において着手し、平成13年度からは本格的な根絶に移行して、現在に至っております。

このように奄美地域においては、喜界町の根絶を進めており、奄美全体の根絶にはかなりの年月を要するものと考えられます。

この病害虫による被害は、さつまいもの表皮に産み付けられた卵がふ化し、幼虫がいも肉に食入、いも内に悪臭と苦みを持つ物質が生成されるため、被害いもは食用はもちろん、家畜のえさとしても利用できなくなります。

このため、さつまいも類を付加価値をつけて商品化していく上で大きな障害となり、早急な対応が必要と考えます。

今後、国、県の関係機関にも根絶対策に向けた事業の早期実施を要望してまいります。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） まず、国保税の滞納状況についてお伺いします。

滞納者が何人か、どのような状況で滞納しているのか。また、納めるお金がなくて、滞納している方は何人で、滞納者の何%を占めるのか。税務課長に御答弁を求めます。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（猿渡ケイ子君） 国保税の収納率は、11月末現在で6.4%下がっております。滞納者の人数は把握しておりませんが、大体3分の2ぐらいが現年度分を滞納しております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私がお聞きしたいのは、どのような状況で滞納が起こっているかということをお聞きしたいわけでございまして、20年度の状況でよろしいので、お願いします。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（猿渡ケイ子君） 滞納の状況は、お金がなくて、景気も悪くて、滞納して

おります。それと、働くところがなく、社会保険を離脱した方たちが、急に金額が大きくなって払いきれなくなり、滞納しております。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 続きまして、国民健康保険税の軽減措置についてお伺いいたします。

受けている人数と加入世帯における比率はいくらか、税務課長にお願いします。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（猿渡ケイ子君） 軽減措置ですけれども、世帯数で申し上げますと、2 割軽減が 1 5 2 世帯です。5 割軽減が 1 1 9 世帯、7 割軽減が 3 3 4 世帯です。比率では 2 割軽減が全体の 1 1 . 8 %。そして 5 割軽減が 9 . 2 %で、7 割軽減が 2 5 . 9 %でございます。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） やはり、この状況を見ますと国保税の滞納率、あと減免措置を受けている率からすると、医療を受けたとしても窓口の負担金の支払いが困難になっている。軽減措置を受けて国保税を何とか払っている方でも、窓口支払いが心配でなかなか受診を受けられない、また控えているという方が町民の中に存在していることは、この数字から示されていると思います。

このような方は、相当具合が悪くなってから医療機関に掛かると思いますが病気が悪化してからでは医療費も高額になってきます。こういった方が相当具合が悪くなってから医療に掛かりますと、医療費の負担力がない方ですから、医療費の本人負担分は必ず未納になってくる。こういったことが連鎖反応で起こってくると思います。本町の医療機関の未収金状況を知ることができたんですが、かなりの未収金があって、多くの方が本当にお金がなく払えないという、そういう医療機関からのお話でございました。本当に生活困窮者であるということですね。

全日本民医連加盟のですね、医療法人の調査によれば、未払い金を抱えている患者の多くが、病院に申し訳ないという気持ちから、2 回目は本当に行くことができずに、治療が中断になっている。こういったことが報告されております。やはり未収金は、医療機関の経営を圧迫するだけではなくて、本当に支払い不能な患者の生命にも影響を及ぼすことになると思います。ですから、何とかこの対策ができないか。先ほど町長の御答弁にもありましたように、医療機関が実施主体となって、医療費の自己負担分を無料又は低額でできるという診療でございます。何点か医療機関がクリアしなきゃいけないという問題もありますが、是非行政側としても周知を図っていただきたいと、このように思いますけれども、町長の御答弁を求めます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもの一番大きな役目の一つだと思っていますので、対応を考えてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） よろしくをお願いします。

それから、国保法第 4 4 条では、医療費の自己負担分の減額又は免税を認めています。これは災害時や失業によって収入が著しく減った世帯に適用される制度でございますが、その申請状況についてお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

今御質問の件ですけれども、災害に遭われた方について、特例的に減免をしていくという制度はもちろんありますが、実際に本町においてそれを適用したことはございません。以上です。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） せっかく、いろんなやりくりをして国保税を払ったのに、医療機関に行けないといったことがないように、これらのことを周知していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） そういった例がある場合には即対応してまいりたいと思います。

なお、先ほどの無料・低額診療ですけれども、県内では、済生会病院というところがございまして、鹿児島市と川内市にあります。この 2 つの医療機関においてのみ実施されておりまして、町長が御答弁されたように、まだ県内 2 箇所ですけれども、県の方にもいろいろお尋ねしましたら、やはり大事なことで、是非協力しながら医療機関にも働きかけをしてみたいというお話でございましたので、私どももそのように努力させていただきます。以上です。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 取組をよろしく願いいたします。

次に、島外診療についてなんですが、島内の医療機関で診療できない場合は、どうしても沖縄とか鹿児島あるいは別の島外の医療機関を利用しなければいけないというふうに思います。与論の場合は、外界離島ですから海を渡って行く場合には交通費や宿泊費が相当かかることになります。普通に陸続きだと、こんな苦労と交通費等の負担はしなくてもいいと思うのですが。私が調べた結果、自己負担分の 3 割に、交通費、宿泊費等を加算すると約 2 倍から 3 倍もかかっています。これが大きな精神的又は経済的負担になっていると、このような話をしている患者がかなりの

数いました。島外の医療機関を利用せざるを得ない場合の通院や現地滞在等に係る交通費、宿泊費等を医療費として取り扱ってもらえるように、県や国に要請していただきたいと思います。町長の御答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 御承知のように、出産支援金というものについては、皆さんの御協力を得まして、県を動かして、県からある程度の援助をいただいている状況であります。そのことについても今後、県にお願いしたり、いろいろ陳情しながら、町としてもそれに見合った対応をしていく必要があると思っております。今後努力してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） よろしくをお願いします。これらに使うお金というのは、ほとんどが生活費を切り詰めて充てられたものだと思います。島外の診療を受けている子どもさんの母親に聞きましたら「もう生活費を切り詰めても間に合わない。」「だから借入れをしているような状況なんです。」「これで、いつまでもつか。」ということを実際に心配しております。20年度の島外診療の医療費は約3億円です。これを見ますと、交通費、宿泊費等が自己負担分の3割負担と考えれば、約2倍から3倍かかるわけですから、大体、医療費と同額の費用が島外に出ていっているということになります。島内で診療できれば、これだけのお金が島内で消費されることになります。これが医療費として本当に認められるのであれば、こういったお金が、島内消費に使われることになり、大きな経済効果が得られると私は思っております。特に、難病を患っている子どもを持っている親の負担を軽減するために、町として何らかの支援をしていただきたいと、このように思います。町長の御答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 了解いたしました。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） ひとつよろしく願いいたします。

次に、さとうきびと畜産についてですが、本町は地理的に台風の常襲地帯でもあり、現在高齢化も進んでいます。私は後継者対策が必要であると考えていますが、町長の御答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりでありまして、後継者をどうするかという、長期間が掛かる問題があります。その労働不足に対してどう対応するかということ、今まで考えてやってきたわけです。その一つとして、堆肥センターを活用

して施肥関係もできるような体制を今までとってきたわけであります。先日ハーベスターを2基増やしたので、ある程度の労力を解消したいというふうに考えております。しかしながら、これは根本的な解決ではなくて、若い労働力を提供できる年代層がどうしたら島に定着できるか。その一つが、企業誘致も考えてきたわけですが、これも実際やってみると、長い時間が掛かるという問題があり、早急にこれに対応できるようなことを今後考えていく必要がある。何とかしないといけないと思って行動を開始しているのが、観光を振興することによって定住人口を増やし、その労働力をシーズンオフのときに使うというのが、一番の早道ではないかと思っ
て、今後観光振興をさらに徹底してやっていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 最近、畜産についても本当に価格が暴落して、大変な畜産農家が出ているというふうな声もお聞きしています。

それで、牛についても繁殖牛の更新が、最も必要だと私は思っております。ですから、優良繁殖牛の更新を図るための助成を是非していただきたい。例えば精液に対しても、幾らかの助成をしていただければというふうに思います。現在、優良牛の精液に何万円もお金がかかるという状況でございますので、いい牛を保留したくても、なかなかお金が回らない状況がございますので、こういうときに、町の支援が必要ではないか。長期的に見たらこのように、思います。是非、お願いしたいのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 御承知のように、今和牛については、飼料の高騰が最初にまいりまして、大変な状況になったわけです。さらに追い打ちをかけるように価格低迷となったわけですが、今後、その母牛を購入する基金の問題も、政府の方針として今大変問題になるなど、いろいろと難問が出てきているところです。ほかの産物と比較をしながら、できるだけのことをやっていきたい。今のところ、優良牛の精液や母牛も大変ですが、雄牛の血統も問題になって価格設定されておりますので、その点も考慮していきたい。前のBSEが発生したときには、これは母牛を全部取り替えんといかんということで、いい品種の母牛を連れ込んでやったんですが、その面も考慮させていただきたいと、このように思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） さとうきびについても、植え替えのための種苗にも助成を拡大できないかと思いますが、町長に御答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） それは糖業振興会の議連の方で限られた予算の中で何が一番効

果的かと、常に検討させていただいているわけですが、それを基に検討させていただきたいと思います。今一番私どもが問題にしているのが、水の供給をどうするかと。今回も8月のあの40日間余りの干ばつのために、2万7,000トンぐらいしかないんじゃないかといわれているんですが、どうしても水を最優先していきたいという考え方を基本的に持っているわけですが、作付の方法も検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） よろしくをお願いします。

次に、生産から加工、販売まで手掛けられるようなブランド品の開発、こういったものが望まれるかと思います。何としても地元の方で雇用の方をつくっていくことを今後考えていかなければいけないと思います。町長の御答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 作付品目についてですが、選定については、当たる年と当たらない年があり、与論の場合は自然環境に左右される面があります。何とか自然に影響されないような仕組みづくりをする必要があるということで、産業振興課を中心に検討しています。今のところ、今度導入した光ファイバーを利用して直でできるような、手数の掛からない方法を導入したり、市場調査で価格の高いところに主に送るような形の指導をしていったりということで、やろうとしているところです。価格については今までやっているわけですが、特に光ファイバーについては農家の方々自身が、直接消費者と話合いでできるようにすることによって、通年型の安定した生産ができるのではないかと思いますので、そういう枠を増やしていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 次に、ウリミバエの撲滅同様、アリモドキゾウムシの撲滅についてお伺いいたします。

サツマイモ類を商品化するためには、どうしてもアリモドキゾウムシの撲滅が必要です。サツマイモはすべて牛の飼料にもできますし、また本町の地理的条件にも合っています。加工品も期待できるんじゃないかというふうに思っております。アリモドキゾウムシの撲滅にこれまで取り組んでこられたかどうか、御説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） アリモドキゾウムシが、奄美の大きな問題になっているんです。それで何回も陳情に陳情を重ねて、やっと喜界で実施するというので、今度また徳之島で、少しやってみようじゃないかということで今やっているわけです。

が、与論まで来るようにお願いをしているところなんです、なかなか実現をしていない。

また、今の主な考え方として、種なし雄と言うんですか、ミカンコミバエをやったような感じの方法でやろうということで、それを中心にやっているわけでありま
すけれども。是非、与論も早くそれをやってもらわないと、奄美、喜界だけでやっ
ても、奄美全体がサツマイモの持ち出し禁止になっているわけです。奄美全体を全
部やらないと、持ち出しができないという状況にあります。奄美は一つだという考
え方で、政府に陳情があるときは必ずお願いしているところです。頑張りたいと思
っております。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 是非、奄美全体で歩調を合わせて撲滅できるよう国や県、さら
には関係機関に働きかけをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 御苦労さまでした。

これで、1 番、川村武俊君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 13 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続行であります。次は、8 番、喜村政吉君に発言を許します。8 番。

○議長（町田末吉君） 8 番。

○8 番（喜村政吉君） おはようございます。

一年が経つのは本当に早いもので、いよいよ今年最後の一般質問となってい
ましたので、張り切って頑張りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

大変経済情勢の厳しい中、我が与論町においても唯一の成長産業、安定産業とも
思われておりました畜産、子牛価格が下落してしまい、経済情勢にはなかなか明る
い展望というのが見えないわけであります。そういう厳しい中において、町民の
税負担は、所得が厳しければ厳しいほど重くのしかかってくるわけであります。

そこで、最初に、町当局の予算編成はますます重要になってくるかと思いま
すが、町長の来年度の予算編成に対する基本方針はどのようなものか、お伺いたし
ます。

2 番目といたしましては、国保税が引き上げられた後、町民の反応と徴収率はどのようなになっているのか。そして今後の税率アップ等をどのように考えておられるのか、見解をお伺いしたいと思います。

3 番目に、教育行政についてであります。田中教育長におかれましては、3 期目に当たり、なお一層教育行政の振興に情熱を持っておられると考えるわけであり。そういう中で、今後の教育振興について、どう取り組まれる方針であるのか。特に教育長がいつもおっしゃっております「ムイドウヌサリ」、いわゆる夢実現の方策等について新たな施策等があれば、お伺いをしたいと思います。

4 番目に、ここ何年か、議員全員と教育委員全員で学校訪問を重ねていますが、その成果と、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問にお答えいたします。

国はコンクリート中心の予算から、子ども手当など人重視の予算に転換することを表明していることから、政府の行政刷新会議は平成 22 年度予算の概算要求に盛り込まれた 447 事業を対象に、民主党議員や民間有識者から仕分け人が、各省の説明を聞いた後、「不要」、「地方に移管」、「縮小」などの判定を下しております。

本町の予算の 56.2% を占める地方交付税もその仕分け対象となっていることから、歳入面においては極めて厳しいものと想定されます。

礼記の「入るを量りて出ずるを為す」の格言のとおり、収入を量ってその上で支出を考えなければならないことから、国・県の動向が本町へ与える影響を的確に把握し、整合性を図る必要があるものと考えております。

しかしながら、平成 22 年度が第 4 次総合振興計画の最終年度に当たり総仕上げの年であることを踏まえ、各事業の数値目標等の達成に向け鋭意取り組んでいきたいと考えております。

次に、2 番目の御質問にお答えいたします。

国保税の税率引き上げにつきましては、増大する医療費に対する財源が大幅に不足し、町財政に依存するという非常に厳しい財政運営を余儀なくされておりましたが、税率改定について平成 20 年度第 2 回国民健康保険運営協議会において協議し、その答申を受け、去る 3 月定例会におきまして議会各位の御理解をいただき、税率改定をしてきたところであります。

町民に対する広報といたしましては、本町国保の現状と課題並びに税率改定について広報誌に掲載するとともに、全集落を対象に 4 月 20 日から 4 月 30 日まで各集落説明会を開催し、周知に努めてまいりました。

収納率につきましては、税率の引上げや厳しい社会情勢も影響し、11月末現在、昨年と同月と比較して約6.4%ほど下がっております。

今後とも、財源不足が予測されることから徴収率の向上を図るとともに、医療費の抑制に取り組むことが最も重要であると考えております。

3番目と4番目の質問については、教育長からお答え申し上げます。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、3番目の御質問にお答えいたします。

図らずも、3期目の教育長職に就任させていただいたことに、まずもって深くお礼を申し上げます。

私なりに、就任当時から最大の課題でありました幼保の一元化に一応のめどをつけ、文字どおり0歳児から高校卒業までの「幼小中高一貫教育」の基盤が整ったこと。併せて、特別支援教育につきましても、議会議員の皆様の格別な御協力をいただいて、新年度から幼児から高校まで一貫した特別支援教育が可能になったことで、一応の区切りをつけたと思っております。

お陰様で、本年度の全国学力・学習状況調査でも、本町は地区内では極めて上位の成績を収めておりますが、ここで改めて各期の発達課題（別紙）を再度見直し、教職員や保護者に明示して、個々の児童生徒に対する各期の指導を一層充実させていきたいと考えております。

その第1は、「志を立てて以て万事の源となす」と言われるように、立志指導・夢指導の充実であります。次に、この夢を実現するための学力向上や体力向上、そしてそれらを支えるための心の教育の充実を図っていく所存であります。特にということでございますので、与論の先人が残してくださった偉大な「ムイドゥヌサリ」ということわざを中心とする、夢実現の推進については少し詳しくお答えしたいと思います。

私は、校長・教頭を務めた県内5校において、それぞれの土地の方言による「ことわざカレンダー」を作成してきました。「念ずれば花開く」「念力岩をも透す」「思えば徹る」等々、似たような意味のことわざはありますが、「ムイドゥヌサリ」という土地の言葉によって表現されたことわざはどこにもありません。正に与論が誇るオンリーワンのことわざであります。

そこでまず、このことわざの持つ真意を、校長会や教頭会を通して全教職員に理解していただく。

次に、4年生以上の各学級担任を通して、別紙の「夢をかなえる7つのポイント」の用紙を配って各自に書かせ、指導を繰り返させておりますが、今後一層指導の充実を図らせたいと考えます。

なお、これら一連の「夢を育てる指導」につきましては、本年度中に出版予定の拙著「松陰の現代化」で、詳しく紹介させていただく予定にしております。

次に、4番目の御質問にお答えいたします。

本県教育委員会では、県民の学校教育に対する理解と協力をいただくために、平成15年度から11月1日から1週間を、地域が育む「かごしまの教育」県民週間と定め、地域住民の各学校への参加を呼び掛けています。

本町では、この趣旨をより充実させるために、平成17年度から、町議会議員、町長、総務企画課長、教育委員及び教育委員会事務局代表職員が合同で、町内の各学校の施設状況や授業の様子、職員や児童生徒の実情をつぶさに御覧いただき、校長の学校経営説明に基づく意見交換・要望等を出し合うことにより、本町の学校教育をより充実させるために行っているところであります。

その成果として、

各学校の当年度の経営方針や解決課題、当日までのその進捗状況及び各学校の授業の様子、職員や児童生徒の実状等について御理解がいただけております。

学校経営等についての質疑・応答・意見交換で、学校経営に住民の代表である議会議員の皆さんの意見・要望を生かすことができる。

施設・設備の充実についての学校の要望を、議会や財政担当者が具体的に実状を把握して、予算措置を講ずることができる。

町民代表の方々の学校訪問ということで、学校側にとっても、自校の学校経営状況、施設整備の在り方、学習に対する取組の状況を、「これでよいか」と改めて見直す機会が得られる。

これらの成果は、本町教育行政の充実・発展に極めて貴重な役割を果たしております。

このことを御理解いただき、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、各学校の管理職の皆さんと一杯交わしながら語り合う場はなかなか得られません。それで、最終日の反省交流会も是非継続していきたいと考えておりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） まず、国保税についてお伺いをしたいと思います。前に値上げするときに、急激に上げたら大変だから徐々に上げていかなければならないというようなお話があったと思いますが、22年度は上げなくてもいいのか。また、上げるならば、どのくらいで考えておられるのか、それが1点。

そして、先ほど減免措置についてのお話でしたが、その減免措置の方法、本人申請等の基準についても、分かりやすく御説明いただければと思います。

す。

そしてもう1点は、例えば今、与論にはそういうことはないと思いますが、高校生等が保険証がなくて困っている。中学生以下は措置がなされたということですが、高校生等にもそういう措置を講じなければ大変だということが今言われているわけですが、本町にそういう方はいらっしゃるのかいないのか、その3点について伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 国保税の22年度の件については、まだ相談しておりません。まず一番問題になるのが、去年の今と比べて6.2%ですか、まだ低いわけで、その徴収率も問題になるものですから、上げればいいという問題ではなく、一生懸命やってみようという段階です。上げるとしたら、半年以上の皆さんに説明をする期間が必要だと思いますので、22年度中には上げられないのではないかと、今のところ考えております。

そのほかは、課長の方でお願いします。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（猿渡ケイ子君） 減免の件ですが、本来本人申請ですけれども、申請されていない方は、役場から全部連絡をして、100%申請してもらっているつもりです。

それから保険証の件ですけれど、滞納者のお子さんにも、全部交付しています。

所得による減免の基準は、2割、5割、7割とあります。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 分かりました。安心いたしました。やさしい行政をしておられますね。ありがとうございます。

また、町長の答弁も、上げないということで、これは大変結構なことで、安心いたしました。経済情勢、所得も大変厳しい中で国保が一番重い負担となっていますので、是非できるだけ上げないようにしてもらいたい。また、これは制度的に根本的な見直しを図らなければ、本町だけの問題にとどまらず、全国的な問題でもあると思いますので、是非とも、奄美の町村会や全国町村会にも諮って、国庫負担を増やすとか、あるいは県レベルで広くやるとか、介護保険又は後期高齢者医療制度みたいな感じでできないか。町村会においても十分議論を重ね煮詰めて、抜本的な制度改正というものを、国に対しても積極的に申し上げておく必要があります。というのは、民主党政権に代わって、「コンクリートから人へ」といういいチャンスでございます。正に人に対する施策でございますので、是非やってもらいたいと思います。それには時間が掛かると思いますので、その間は是非一般会計からでも負担

し、所得が上がらない中においては、所得は一朝一夕には引き上げられないですけれども、負担を減らすというのも一つの経済効果であります。ある意味では、そういう成長的なものにもプラスになると思います。値上げする前に削れるものはピンツと削って、対応していったって、できるだけ値上げしないような方策を講じていったきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりで、実は、国保税を県単位、国単位で陳情し始めたのは与論町が最初だったわけです。鹿児島県の町村会長が今国にも全体的にやろうということで、県の方には奄美から広域で広げてやっていただきたいという形で、陳情しているところです。これまでも2・3回ぐらいはやっております。今後とも続けていきたいと、国にも陳情をしていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非強力に実現するまで粘り強くこの問題は進めていったきたいと思います。

政権交代によって地域主権を強く打ち出しておりますし、「コンクリートから人へ」ということも打ち出しておりますので、これが実現できないということは全くあり得ないことだと思います。是非とも声を大にして、先頭に立って町長が取り組んでいただきますようお願い申し上げたいと思います。

次に、予算編成についてであります。国も今からやるわけで、決定的なことは交付税等の問題もあり、言えないとは思いますが、基本的なものは、それほど変化があるとは思いません。町長の基本的な考えとして、例えば、この分野には重点的に予算配分をして、この分野は削るなどといった方針があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 根本的には、今のところ与論だけではなくて、全国の市町村はみんなそうだと思いますが、国の方向性が全然見えていないという大きな問題があるわけです。ただ、国の方針としても、福祉関係の方向に向いているのは間違いのないわけでありまして、そういう点は国の予算に応じた形で、ある程度はそれに沿っていかねばならないという思いもあります。先ほど申し上げましたとおり、今回が10か年計画の最後の年になるわけでありまして、これを今まで計画したものを、もう1回精査して、どうあるべきか検討し予算を組んでいきたいと思っております。しかしながら、福祉関係の方は、昨年度よりはいい方向にいくのではないかと考えております。

○議長（町田末吉君） 8番。

- 8 番（喜村政吉君） 私が見る限り、町の予算編成についても、各課が積み上げてきたものを例年どおり積み重ねてきているんじゃないかと思うわけですよ。メリハリのきいた、例えば今中央で言われているように、官僚主導ではなく政治主導で、町長がリーダーシップを発揮して町の再生・振興のためにやっていくんだという予算の裏打ちがなければ、なかなか実現は難しいと思うのです。例えば町長は一昨年でしたか、観光元年と銘打って取り組んできたわけでありましてけれども、予算的な裏打ちもそういうふうには見えない。そう考えると、財政が厳しくなればなるほど、総花的な予算ではなく、メリハリのきいた予算編成というものも、一層厳しくなると思うんですよ。国も政治の流れが変わり政権交代したということは、我々も地域も政策転換と意識転換を図らなければならない。それは何も民主党に合わせるということではございません。長い時代の流れからしても、地域主権というものは、おそらくどこが政権をとっても避けられないし、また今までのような公共事業一本、あるいはものが豊かになり過ぎている時代の中で、消費の動向だけを刺激して景気の循環が成り立っていくという今までの成長モデルというものは、既に壊れているわけです。だから、地域の再生のためには、新しい地域の発想を取り入れていく必要があると思うわけですよ、自治法上の問題もあるかと思いますが、本来なら予算編成の過程に議会も参加し、住民も積極的に参加するという、そういう本当の自治の基本というのも、私は直接民主主義にはあるのかなあとしますので、そういう視点をもっと取り入れて、我々選ばれた一部の人間よりも、町民の方が何百・何千と知恵やアイデアを持っていると思いますので、そうした視点でも、今後時代の転換に沿って生き残っていくためには、是非そういう発想が必要じゃないかと考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

○ 議長（町田末吉君） 町長。

- 町長（南 政吾君） 先ほど申し上げたのは、全体的な流れとしてそういうふうになるのではないかとすることを申し上げたわけですがけれども。先ほども申し上げましたとおり、観光については、与論の運命を左右する産業だと考えております。今回、御承知のように交差点改良ということで県の事業に併せて観光課、観光協会も充実していく計画を立てております。それと併せて、非常に今、全国から与論の修学旅行が注目されていまして、来年も相当来られるということで話を聞いています。修学旅行の方が、普通のお客さんよりは料金がいいんです。その代わり宿泊施設も大変だとは思いますが、それだけに実入りも非常にありますので、これを中心としながら、夏場をどう増やすかということについても具体的に今後検討していきたい。今年も早急に拠点をつくりたいと考えており、今設計をやっているところです。観光についてはメリハリをつけてということであれば、観光振興を重視し

てやっていきたいと。農業関係もやらなくてはいけないわけですが、それも今までどおりやりながらですね、頑張っていきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非とも、今後政治的なリーダーシップを発揮して、予算の裏打ちをし取り組んでいってもらいたいと思います。そうしなければ、経済の活性化というのは、見出せないと思います。今までどおりであれば、変わらないわけですよ。だから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

いよいよオンリーワンの島づくりも終盤に近づいてきているわけでありますけれども、我々は、そのオンリーワンというものをもっと根本的に問い直す必要があるかと思います。へたをすると、我々はオンリーワンという言葉の響きに、ただ惑わされてというか乗っかって、自己満足をしているだけじゃないか。本当のオンリーワンというのは何なのか、オンリーワンとして果たして我々は誇っていける島づくりを一つでもやっている分野があるのだろうかということを改めて問い直す必要がある。総仕上げに当たって検証していく必要もあるかと思いますので、是非とも、締めくくりという観点に立って原点に立ち返って見直すべきところは見直して、しっかりと今後22年度の予算編成に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、教育行政については、学校訪問のことから質問したいと思います。学校訪問については、教育委員会と議会議員全員が大挙して例年行っていますが、果たして本当に効果が上がっているのか、また、同じようなことを繰り返すだけで、セレモニー化しているのではないかということから、お聞きしたわけであります。今後、手法をいろいろ変えてやっていく必要もあると思いますが、その点について踏み込んだ考え等があれば、教育長からお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 私どもは、確かに毎年行くわけですが、各学校の校長、教頭というのは、たいてい3年ごとに代わります。そのような中で、与論町に行けば議会の方々や町長をはじめ、教育委員の皆さんが直接学校を訪問して、いろんなことを聞くということで、大変新鮮さと、また緊張感を持って対応をしているわけですので、私たち訪問する方もさることながら、訪問される学校側としても、かなりの効果があるんじゃないかと思われます。そういった意味で、ひとつ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 今後、今までの方式を続けていかれるにしても、いろいろ改善すべきところは検討して改善をしていただき、さらなる効果があるような訪問の仕

方をやっていただきたいと思います。つまり、訪問そのものが自己目的化されるようなことになれば、やはりそれはやることの意味もないと思いますので、是非そういう点は検証を重ねて効果のあるようなやり方をしていただきたいと思います。町長からも「県下でこういうことをやっているのは与論町だけである」という県教育長からのおほめの言葉があったとかという話もありましたけれども、それは結構ありますが、我々は上級官庁からほめられたり、点数稼ぎをしたりするためにやっているわけじゃないですからね、やっぱり教育の振興が一番基本だと思いますので、是非その点を再認識されて釈迦に説法じゃありませんけれど、ひとつよろしく取り組んでいただきたいと思います。

次に、教育長がいつも提唱されている「ムイドゥヌサリ」という教育理念については、私は本当に共感しているところであります。正に人生というものは、意識しようとしないとにかかわらず、深く突き詰めてみれば、正に自分が思い描いたとおりの結果にしか過ぎないということは、証明されているのではないかと思います。そういう意味では、小さいころにしっかりとした目的意識、目標意識を持たせてやる。そのことができれば、教育の半分は成功したようなもんじゃないかと思うわけです。人間が幼少のころに自分の目標というものをしっかりと見定めれば、自ずとその目標に向かって、必要な学習というものは自らやっていくということであります。そこで、その思い、ムイというものをどう掘り起こしていくかということが、一番個々人にとっては重要なことだと思います。去年ぐらいから始まっている生涯学習フェアの中での「夢語り大会」も一つのすばらしい試みだと思うわけです。それで、小・中学生がやっているわけですが、那間小学校ではいろいろ作文を書かせたりしていますけれど。ほかの小・中学校でも、具体的に常日ごろからそういう夢を発掘し育てていくための教育などを、具体的に何かやっていらっしゃるのか、その点を教育長お伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 別紙資料でお届けしましたように、夢をかなえる7つのポイントということで4年生以上と、それから中学生向けに別々に一つのモデルをつくって学校に配って、学級担任の方でこれを推進させてもらっているわけですが。やはり小学校のうちは、本当に何となくアバウトな夢が大変多いわけですが、それが中学校になって、いざその方向に向かおうとしたときに、どうも学力が伴わないとか、運動技術がまだまだ不十分であるとかといったようなことがありますので、小学校、中学校、高校と一貫した中で、子どもの夢を実現するためには、具体的にどういう学力が必要であり、どういう技術が必要であるかという当たりのことを、特に中高一貫ということで、一貫性をもたせた指導を推進していきたいと

いうことで、この前、中学校の教務主任と高校の教務主任が今一生懸命そこら辺を乗り入れた形で、高校側から、中学生の間にそういったことをしなければ、夢というのは実現できないというような講話等もいただきながら、中高一貫を通した夢実現に向けての施策を、これから新たな形で推進していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） こういうことを申し上げたら、反対意見も多いかと思うわけですが、ある意味で、昔の世代に比べれば、今の学生は教育条件においてはものすごく満たされていると思うわけです、教育条件に限らず、日常の生活や、物質的にもものすごく満たされていて、飢えは知らないし、ものが氾濫した中で育ってきているので、生きる力の教育や命の教育の大切さがいわれるわけですよ。本来、人間が生きるということは、死をおそれながらも、生きようとするのは人間の本能であって、昔から生きるために、生き抜く力を育てようという教育は、昔は聞いたことがないわけです。死を避けて生きようとするのは、動物の本能であって、豊かな社会になればなるほど、ある意味で、人間の本能的な一番大事なものを失ってきている可能性があると思うのです。逆に、そうした社会情勢を見たときに、子どもたちにあえて厳しい状況を与え、教育の一環として様々なハードルや障害を乗り越える力を養う仕組みを設ける必要があるのではないかと思います。与論の場合は、特に1島1町で競争原理がなかなか働かないという面もありますし、小さく丸くなあなあという島の雰囲気もありますので。是非今後は、出る杭を育てるような、突出した人間を、育てるような教育も欲しいなと、しっかりとやっていくことが必要だと思います。そうしなければ、この小さい島を、大きく浮上させることは困難だと思います。政治は今日や明日、あるいは何年、何十年か後の生活向上を対象としているわけではありますが、教育というものは、正に島の浮沈にもつながる要諦であり、百年の大計でありますので、是非3期目の取組として、与論の子どもたちや若い青少年が夢を持って先生がいつも言われるように、「ヤームチ、シマムチ、クニムチ」となれるような人材を育てていただきたい。我々が誇れるような、島を引き上げていってもらえるような人材を養成することこそが、長い目で見れば島の振興につながっていくと思いますので、是非とも集中的に夢を掘り起こす教育を、希望を持たせる教育というものを、今後とも情熱的に取り組んでいってほしいと、教育長にお願いしておきます。最後に、決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） この前、日曜日の大河ドラマ「坂の上の雲」でもありましたが、結局、優秀な人材というのは、すべて田舎の貧しい中から生まれてきているぞ

ということ、あのお父さんが2人の子どもに話をしていました。正に奄美の先人というのは、そのようなハングリー精神の下に、いろんな人材をいっぱい輩出しているわけです。しかし、今御指摘のとおり、すべてものが豊かになって、ハングリー体験をする機会もなかなかありません。そういったことに対して私は、以前から学校の教職員の皆さん、また一般の皆さんにお願いしていることは、今自分が生きているということを実感する教育、これを是非体感させていただきたいということで、特に学級担任あるいは校長講話などでしていることは、「はい、皆さん、一杯息を吸って、はい、それでストップ。これから何秒間息をしないで生きることができるか」と。やっぱり1分前後では吐いてしまいます。やはりこういうふうに恵まれた空気があり、それを吸うための自分の体や肺が丈夫でないと、君たちは1分前後でコロリと逝ってしまうんだぞと。さらには、毎日の食事、動植物の命をいただいて生きているんだといったことを実感させること。そのことを本当に分かったならば、動植物に対するいたわりの気持ちというのも出てくるであろうということから、それぞれの子どもたちが、自分が生きていることを実感し物事に対処していく。そこから今度は、じゃあ自分はこういういろんな命をいただいて生きている以上、これから先自分が生きている間に、自分が果たすべき役割というのは何かと。自分にできることは何かということをもとに具体的なことをとらえてもらって、そしてそのためには、それに向かってまい進していくというような子どもたちをつくっていく必要があると考えております。そういう意味で、これからの取組の中核となるのは、目的意識や目標を持たせる、夢を持たせることだろうと思っております。これを中核にしつつ、第3期目の教育行政を推進していきますので、皆様方の一層の御理解・御支援をお願い申し上げ、答弁を終わります。

○ 8 番（喜村政吉君） ありがとうございます。終わります。

○ 議長（町田末吉君） これで、8 番、喜村政吉君の一般質問は終わりました。

○ 議長（町田末吉君） ここで、昼食のため休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 01 時 29 分

- - - - - ○ - - - - -

○ 議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問続行であります。

次は、10 番、麓才良君に発言を許します。10 番。

○ 10 番（麓 才良君） 平成 21 年第 4 回定例会における一般質問を行います。

まず第 1 点目は、島ぐるみの地域福祉の推進について、第 2 点目は、特別支援教

育の推進についてであります。

この視点といたしましては、第１点目は社会福祉協議会についてでございますが、地域福祉における社会福祉協議会の位置づけについて論議しようとするものであります。また２点目の特別支援教育の推進については、島ぐるみで母子手帳から昇龍苑までの資金づくりについて論議しようとするものでございます。

まず、第１点目について申し上げます。平成２０年度に厚生労働省は住民と行政の協働による新しい福祉を柱とした、これからの地域福祉の在り方に関する研究会報告書を公表。併せて鹿児島県では、共生・協働型地域コミュニティーの在り方に関する研究会が、共生協働の地域社会と自治の充実を目指して、コミュニティーにおける協働と参加の仕組みづくりを提唱しております。その中で、これまで公共サービスのほとんどを行政が提供しておりましたが、すべてを行政だけで提供するのは限界になっており、官民協働で地域に必要なサービスを提供する仕組みが必要であるとうたっております。住民は公共サービスの受益者であると同時に、サービスの提供者ともなると、改めて自助、互助、公助のシステムをつくり直すことをうたったものであります。また一方の論説では、人口減少を前提にした制度設計、自治体の運営をということで、「人口減少、高齢化、経済活動の縮小を前提として選択の自由と公平な負担を両立させながらやっていける仕組みづくりを」と提唱しているものもあります。今日、政権交代による国の仕組みが動いている中ではありますが、柱としては地域主権の声が高々に唱えられております。私どもも島に合った、島ぐるみのシステムを考えることが求められていると考えております。これらのことを踏まえながら、次の点についてお伺いをいたします。

第１点目の１といたしまして、地域福祉の在り方について見直しの検討はどうなっておられるのかお伺いをいたします。

また、第１点目の２として、県の共生・協働の地域社会と自治の充実を目指した報告書の中では、社会福祉協議会の位置づけが触れられておりません。この件につきましては、県の社会福祉協議会も危機感を持っております。そこで、社会福祉協議会の果たす役割は大きいものがあるわけですが、地域福祉の推進において、中核的役割を担う仕組みづくりが求められていると考えますが、その見解をお伺いいたします。

次に、第１点目の３といたしまして、社会福祉協議会において地域福祉推進の中で、官民協働で人材センター、あるいは地域通貨制度などの運営は検討できないかお伺いをいたします。

第２点目は、特別支援教育の推進についてでございます。

このたび、関係機関各位の熱意と御尽力により、与論高校において大島養護学校

の訪問教育が行われることになり、教室の改修も進んでいるとのことで大変意義深いものを感じております。このことは、陳情を受けてのスタートであったわけですが、県の課長から、「与論町はスタートとしての試金石である」という御指摘もあったように、宮崎県の共生社会を目指した特別支援教育プランのごとく、島ぐるみの仕組みをしっかりとつくることが求められていると考えます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。特別支援教育のプランづくりはどのようなものなのか、その現状と展望についてお伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、第１点目の１についてお答えいたします。

地域福祉の在り方・方向性につきましては、町民の生活の拠点である地域集落等において、必要で公平な公的サービスを楽しむだけでなく、町民自らがサービスを提供あるいは立案するなど、福祉活動等に主体的に参画しつつ、助け合い、支え合いによる生活課題の解決や自立した生活が営めるような地域社会の実現に向けて、地域はもとより町を挙げて取り組むべき重要なテーマと認識しております。

少子高齢化や若年人口の減少、景気の低迷等を背景に本町の将来の福祉行政を考えますと、従来の福祉サービスを予算的・量的に拡大していくことには限度があり、今後は予算額の維持、事業内容による縮小、随時の見直しなどによる質的な充実を図っていくことが、求められるものと考えております。

このため、福祉行政に係る本町の将来ビジョンである次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画及び障害福祉計画などの中長期計画については、総合振興計画との整合性を図りつつ、３年ないし５年ごとに見直し作業を行っているところです。

あるべき地域社会の実現に向けては、今後とも福祉関係者だけでなく、ボランティア活動や地域づくりに取り組む町民の方々、各種団体等の方々など、多くの皆様の御意見やお知恵を頂戴しながら進めてまいり所存でございます。

次に、第１点目の２についてお答え申し上げます。市町村における社会福祉協議会につきましては、社会福祉法第１０９条の中で、その目的を「地域福祉の推進を図ること」と規定するとともに、骨格となる事業内容等が明示され、社会的な意義がうたわれております。

また、全国社会福祉協議会が策定した「新・社会福祉協議会基本要項」においても、「地域住民の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指す」としています。

町民の生活を根底で支えていく地域福祉を推進していく上で、社会福祉協議会の

果たす役割と責務は大きく、かつ重要不可欠な民間法人であることから、本町の福祉施策を牽引する中核組織として、今後の活動の展開に大きな期待を寄せているところであります。

なお、社会福祉協議会と行政との連携を核にした今後の地域福祉施策の展開につきましては、もとより町民の総意と協力が第一義であり、様々な活動団体やNPO組織等々とのパートナーシップによる「新たな仕組みづくり」について、多くの皆様からの御意見・御提案を賜りながら、検討を進めてまいりたいと存じております。

次に、第1点目の3についてお答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、申すまでもなく独立した社会福祉法人であり、民間団体でもあることから、その事業活動及び運営等については、構成メンバーである会員（これは町民であります）が決めていくことが基本であります。

しかしながら、本町の社会福祉協議会が置かれている現状は、町からの運営補助金が必要なウエイトを占めていることなどから、財政的に極めて厳しい状況下であり、毎年度の事業活動の取捨選択などに役員及び職員が腐心されておられるところでございます。

この実情を踏まえながら、御提案の人材センターの設置・運営につきましては、福祉関係の人材の登録・派遣、就労等を斡旋していく重要な業務でもあることから、先進事例の情報などを入手しつつ、社会福祉協議会との連携・協議により検討してまいります。

また、地域の発展に係る多様な可能性を持つ地域通貨制度の活用につきましても、人材センターの設置と併せて、先進地の成功例や失敗例を参考にしつつ、実施主体となる社会福祉協議会の御意向・考え方も伺いながら、慎重に検討してまいりたいと存じます。

次の第2点目の御質問については、教育長から答弁いたします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、お答えいたします。

平成17年12月8日に中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申が出され、それまでの「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」へ発展的に転換するよう求められています。

これを受けて、本町の各学校・園においても、すべての教職員が障害のある幼児・児童生徒に対して学校を挙げて支援体制を構築するとともに、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するた

め、適切な指導及び支援を行ってきているところであります。

具体的には、教職員の資質向上のための研修、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の組織づくり、特別支援学級教室等の教育環境の整備、特別支援教育支援員の配置、関係機関と連携した支援体制づくりなどが着々と進められております。

特に、関係機関との連携は、就学前の乳幼児から小・中・高等学校への円滑な接続や卒業後の自立等を考えると、非常に重要であると考えています。本町においては、昨年度から与論町特別支援連携協議会を立ち上げていますが、この協議会には、教育関係はもちろん、医療・療育・福祉・保健・施設長などの各分野の関係者にお集まりいただき、町内の障害のある子どもたちについて、情報交換をしたり共通理解を図ったりしており、一人一人のニーズに応じて必要なときに、必要な情報や指導・助言を受けられるように努力しているところであります。

以上のようなことから、乳幼児から高校卒業までの一貫した特別支援教育の体制が整いつつあると考えているところでありますが、今後は、更に個別の支援計画を基に一人一人に応じた指導を一層充実させるとともに、社会全体にノーマライゼーションの理念を浸透させていく必要があると考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 第1と第2の点については、密接に絡み合っている問題でございます。

県の先ほどの報告書の中でも、今御答弁の中でもありましたように、ノーマライゼーションのことにについて、福祉に関連して述べられております。福祉理念の共有ということで、共生・協働の地域社会づくりにおいて、ノーマライゼーションとは、すなわち障害のある人も、ない人と同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活できる社会を目指すという理念の下に、協働の取組の中で協議されるべき文化的価値ではないかというふうに位置づけされております。それを踏まえながら再度御質問させていただきます。

まず、御答弁の中にありました福祉の見直しについてであります。本町の将来ビジョンである各計画について、3年～5年ごとに見直し作業を行っているということですが、具体的にどのような手法で見直しを行い、そして、その結果についてはどのような形で生かされておられるのかお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

町長が申しあげましたように、福祉に係るいろんなビジョンですけれども、非常に福祉というテーマは範囲が大きくて、小さな子どもたちから働き盛りの方々、高

齢者、障害者、そして低所得の方々、いろんな方がございます。そういった意味で広いテーマですけれども、与論町の場合には、個別に様々な計画ビジョンを策定しておりまして、申し上げましたように3年～5年のスパンで見直しを行っているところでございます。例えば、まず次世代育成支援行動計画というのがございます。これは平成16年度から計画を立てておりますけれども、次世代育成といいますと、要するに児童福祉に大体ウエイトを置いた計画ですけれども、平成16年度から21年度までの5年間の計画でございまして、ちょうど今年がその見直しの年に当たっておりまして、その事業計画の委員会、あるいは児童福祉関係に関係する方々の意見を拝聴しながら、今策定を進めておりまして、今年度中に見直した計画書ができ上がる予定になっております。

それから、高齢者保健福祉計画と抱き合わせでやっておりますけれども、第4期の介護保険事業計画というのがございます。高齢者にかかわる計画書でございまして、同時に介護保険にも関係するということで抱き合わせの事業計画ですが、これが平成21年度から23年度までの計画ででき上がっております。

それから障害者計画と障害者福祉計画、名称が似通っておりますけれども、障害者に係わるビジョンということで平成18年度から平成23年度までの計画でございまして。これは昨年度見直しを行い、現在平成21年度から23年度までの第2期計画として進行中でございます。

今紹介申し上げました計画は、当然、第4次総合振興計画と連動しており、整合性を図りながら、策定してきております。以上のような状況です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 私たち議会も含めて反省しなければいけないのは、こういう計画をいかに地域におろして、実際実のあるものにしていくかということが肝要かと思えます。そのことが今政権交代でうたわれている地域主権というものを真しに受けとめて実現していくことではないかと思えます。

そういう中で、社会福祉協議会の観点から申し上げますと、今社会福祉協議会は、実績主義という形で事業を進めておりますが、中でも介護関係の事業につきましては、民間と共有する部分が多々あるわけでありまして、これを民間とともに進めていく場合は、どうしても民間に負けてしまう部分があるわけです。社会福祉法人であり、公的な要請があるからであります。であるならば、今地域福祉を進めていくに当たっては、先ほどもありましたように、たくさんの地域計画を今本町では持っております。これを具体的に進めていくためには、各地域の各種団体、いろんな分野の方々と一緒にあって、これをコーディネートする役割が必要であります。

お伺いいたしますが、コーディネートをする役割を行政で着実に実行できそうで

すか。担当課長と町長にお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの福祉計画というのは、ほとんど県の指導を受けてやっているわけであります。実際には社会福祉協議会の方々も、その一員として参画していただいています。地域のボランティア団体とか、いろんな福祉関係の団体が一緒になって今やっているわけです。実際その浸透率といいますか、まだまだ努力をしなければならない点がありますが、実際に行動しているのは、民間の方々と一緒になってやっている現状であります。

先ほど議員さんおっしゃったように、民間と競合している部分が非常に増えてきて、結局、民間サイドのサービスと保健関係だけではなく、すべてのものが競合したときには、なかなか並行してやっていけないという状況が出てくるわけですね。民間の方が強くなっていくという部分がありまして、その現象が今、私も与論の社会福祉協議会の問題についても起こっているわけです。それを先ほど議員さんは、コーディネーターとしておっしゃったわけでありますが、そういう点もあるかと思いますが。民間でできないような何かがないかというのを今一生懸命、福祉協議会の方々と一緒になって模索をしているわけです。

ちなみに、ほかのところでは、保育園をやったりですね、いろんな事業に手を出してやっているわけですね。与論でもそういうことが考えられないかということは今検討し始めているところです。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ありがとうございます。非常に私は、重要なテーマだというふうに思っております。今御案内のように、民主党に政権が代わったわけですが、民主党の皆様は、私どもがかつて使っておりました地方分権という言葉から、今や地方主権の時代なんだと、そういう時代にしていくんだとマニフェストの中に織り込んでおりますし、私どもも非常に期待しているところですが。地域主権という意味は、従来の国・県の事業、国・県のテーブルの上で考えた事業をただ受けて、受け皿として実施していくと、それだけでは地域というのは大きな格差が出てくるということで、今後は地域主権に変えなくてはいけないということをいわれております。地域主権とは、地域が主体的に自分たちで企画立案して、事業を進めていく。そのことによって、個性を打ち出して、どこにもない本当の与論の目指すオンリーワンの島づくりができていくんだということでおっしゃるように力を合わせて、地域住民が支え合って、障害者の方も高齢者の方も、いろんなハンディを持っていらっしゃる方も、力を合わせて地域づくりをしていくんだと。ひいては、まちづくりをしていくんだという意識の下でやるのが地域主権だというふうに

私は理解しております。今、地域福祉という言葉は、すなわち地域主権だというふうに思っております。そういう意味では、財政・経済情勢を考えますと、非常に厳しい時代を迎えております。本町も経済活動は低迷し、高齢化も非常に進んでおります。若い方々は与論を出て、島外に出て行って帰ってこないのが現実となっております。そういう中で明るい材料もありますけれども、やはり将来を考えますと、福祉サービスも行政だけの発想で進めていくのは非常に限度に来ているということで、例えば社会福祉協議会にこれまで以上にこ入れをしていくとか、本町が先進地といわれている自治公民館活動、すなわち地域ごと・集落ごとに競い合って、地域づくりを競合する中で、お互いに発展・進歩していくといった発想が非常に求められていると私は思います。

そこで、地域福祉を進めるに当たっては、御質問のことですけれども、これまでの行政頼みの福祉のサービスの在り方じゃなくて、自分たちでできることをやっていく。補完性の原理といいますか、まずは自分たち家族でやっていく。そこでできないことを地域でやっていく。地域でできないことを校区単位あるいは町行政でやっていく。できないことを県・国にお願いしていく。そういう補完性の原理にのっとりながら頑張っていかなければいけない時代を迎えたと思っております。言葉足らずですけれども、地域福祉に対する考え方でございます。以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 言葉足らずではありません。十分に課長の真意がひしひしと伝わってまいりました。

そこで、この思いを具体的にどうすれば住民の方々と一緒に実践していけるかということに取り組まなければいけないと思います。私は、行政がコーディネートをコーディネーターとして十分できるかどうかを疑問を呈しながら質問したところなんですが、この件に関しましては、私どもの委員会で特別支援教育の意見交換会をもたせていただいたときに、それぞれの分野で一生懸命頑張っておられました。その際に、こうしたことをコーディネートする場所がないと実感したわけでございます。ですから、今あるいろんな計画、施策についても、それを町民全体、島ぐるみでコーディネートする部分が必要だということを申し上げたいと思います。その役割を社会福祉協議会に投げかけてみたらどうだろうか。そうしたときに、今社会福祉協議会が抱えている事業についても、そういう公的な部分をリードして行って、介護保険事業等にかかわるような民間と競合する部分については民間にお願いし、社会福祉協議会をコーディネーター役としてとらえていったらどうだろうか。その一つとして、人材センターや地域全体を取りまく地域通貨とかの検討は、いかがだろうかということでも申し上げているわけであります。地域福祉を推進していくこと

は、地域社会の活性化・再生につながるという課長の思いそのものでございます。そういうことを含めて行政と民間、いろいろな各種団体をまとめていくコーディネーター役として社会福祉協議会に働きかける。また、そういう位置づけを与えて検討していくことについてはいかがですか、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 福祉関係のすべてをとということでは問題があり、例えば包括支援センターという制度ができてやっているわけですが、以前、社協の方を中心とした形で、私的な各病院とかの統括をとということでやったんですが、県の方から個人では駄目だから町自体でやれということで、包括支援センターは町がやっているわけですが、そういう部分以外は、私はできるのではないかと考えております。ただそれには、いろんな調査研究をしなければならない部分がたくさんあるかと思いますが、今後は、そういったこととか、あるいは実際に先ほど沖野課長も言いましたけれど、中央公民館とか保育所とかも統括した形でやっていかないと、コーディネーターだけで社会福祉協議会を運営していくというのは、財政的な面からいっても非常に大きな問題も含んでおりますので、実際に収入もあるよう事業も展開していく必要があるのではないかと。ほかの地域は既にその方向に進んでいるのが現状であります。そういう点では、先進地をよく勉強して、今後の社会福祉協議会の在り方を検討していく必要があると考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 社会福祉協議会ではできないという包括支援センターのとらえ方がありましたけれども。行政が主になってやるものについても、一緒になって社会福祉協議会を中心にして、県はコミュニティーふらっとホームとかというのを提唱しているようですが、そういう形で官民一体になった場を設けて、そのコーディネーター役を社会福祉協議会でどうですかということなのです。そうすると、行政で抱えている事業、民間で推進しているもの、いろんなアイデア等をここで出し合って、さらに新しい仕組みを動かしていく。そうすると、当然コーディネーターという重要な役割を担うのであれば、人的な支援というのが必要になってきます。そうすると、そういう面について行政の方も人的な支援については、積極的にバックアップする体制が必要になってくるわけです。そういうことでそういうのを含めながら、そういう方向で検討を一回やられてみてはどうですか。論議で終わるのではなくて、そういうシステムづくりに向かって1回話し合いをもたれてみたらどうでしょう。そういう中でいろいろ見えてくる可能性がきっとあると思います。いかがですか。

- 議長（町田末吉君） 町長。
- 町長（南 政吾君） 今後検討してまいりたいと思います。
- 10番（麓 才良君） 今すぐ検討し決断して、やるかやらないかですよ。
- 町長（南 政吾君） それが、実際に内容を十分精査してからでないと、すぐやりま
すと言ってから、できませんでしたという問題もありますので、内容自体を、コー
ディネーターの役目の仕事というのを、きちっと調べた上でないと、はっきり大丈
夫ですと言えるまで勉強していないものですから、しばらく検討させていただき
たいと思います。
- 議長（町田末吉君） 10番。
- 10番（麓 才良君） 私が言葉足らずでした。そういう話合いの場を1回もってみ
たらどうですか。そうすれば、形が見えてくるのではないですか。だから、この
論議で終わるのではなくて、1回そういう話合いの場をもたれてみたらどうでしょ
うか。これは私どもが委員会でしたときも、いろんな方々の意見が出てきて、それ
ぞれの分野でいろんな考え方を持って非常に頑張っておられるんだということを実
感いたしました。地域福祉の問題についても、関係機関の方々と与論町全体で、地
域福祉の在り方について協議されてみたらどうですか。

人材センターについては、社会福祉協議会の方でもミニ的なところを調査されて
いるようです。経済のとらえ方で地域経済、環境経済、福祉経済とかそういうとら
え方を提唱されているのを、最近見たのですが、与論町の地域経済を考えた場合
に、先ほどはきびの問題で全協で論議があったんですが、そのときにふと思ったの
は、ハーベスターで作業するのを自宅組織にすると、そこでいろんな仕事の場が増
えるというのがありました。もう一つは、人材センターの中で、技能を取得をして
いただいて、農作業の軽微なもの、人手が要る分野にきちっと対応できるようにな
れば、農業部門で収益を上げていく助けになるのではないかと。そういう中でなら非
常に効果が出るということです。人材センターにおいては、そういう波及効果も十
分にあると思います。

社協も積極的に進めようということでもありますので、行政の方でも協力されて、
是非形ができるように取り組んでいただきたいと思います。課長いかがですか。

- 議長（町田末吉君） 町民福祉課長。
- 町民福祉課長（沖野一雄君） 鹿児島県の社会福祉協議会においては、福祉人材セン
ターあるいは研修センター、人材バンクと言うんでしょうか、そういった事業もな
されているようでございまして、私もホームページを拝見しました。そういったこ
とで与論の社協の方でも、従来出ておりましたシルバー人材センターという意味じ
ゃなくて、もっと福祉にという意味での福祉関係の人材センター、あるいは研修を

行うそういったセンターの重要性といいますが、それは十分私どもも理解しております。

現状では、今の社協は非常に厳しい状況になっておりまして、御案内のように町から毎年、１，５００万円ちょっとですけれども補助金を出しております。その補助金に対し、法人としての運営部門が決算額で２，０００万円ぐらいです。２，０００万円のうち１，５００万円余りを町の財源に頼っているという状況の中、要するに８割ぐらいを町の財源に頼っているということで非常に硬直化した運営といいですか、法人運営がなされているところで、採算ベースでものを考えていかないと事業が実施しにくいというふうな実態もございますので、そういったところをトータルで、考えて運営していかないと立ちいかなくなる。

また、先ほど人材のこともありました。人材といいますのは、実際に社協を運営していく事務局でも、今後はより優秀な、今も優秀な方々がおられますけれども、より優秀な人材を配置する。あるいはそういった研修を重ねてやっていくことによって、社協のあしたが見えてくるんじゃないかと思しますので、トータルな面から社協と一緒に検討させていただければと思っております。以上です。

○議長（町田末吉君） １０番。

○１０番（麓 才良君） 社会福祉協議会については、今課長からもありましたように、非常に厳しい運営をしているのは、お互い理解しているところであります。だからこそ、今私が申し上げましたように、その地域の中核とした形でとらえていくことはできないか。国・県の意向もありますけれども、それを受けて、島は島で試験的にどうしていくかということをじっくり考えていく。これが先ほどの論議にもありましたオンリーワンじゃないですか。やっぱりオンリーワンの与論にある現場を生かして、どうできるかということを考えていく上でも、社協を中心とした地域福祉の在り方については是非話し合いをもたれてみるのは一考かと存じます。

次に、特別支援教育についてお伺いをいたしますが、前に意見交換会のときにもお話したように、私どもは宮崎に全議員で調査に行ってまいりました。その宮崎の支援推進プランというのをお渡ししてありますが、あの推進プランを御覧になられて、どういうお考えを持たれ、またそれによって、どのような方策を検討されたのかお伺いいたします。教育長お願いいたします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） あれは宮崎県という県単位の、一つのプランであります、結局答弁書にも書いてありますとおり、国の一つの方針に基づいて従来からあります盲学校とか、聾学校、養護学校、そういったものを統括して、それぞれの障害に応じた総合的な連携も図りながら特別支援教育というものを構築したものであると

思っております。

その点、本町においても、この協議会を立ち上げて、いろんな機関・団体と意見交換をし、お互いに情報を交換・共有しながら地域全体で進めていくということで、参考にさせていただいております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 本町でも特別支援教育の連携協議会、また障害児の就学指導委員会等で検討されて、的確に進められておられると考えておりますが。この委員会・協議会の方々の枠はもう少し広げて検討されてみてもよろしいのではないかと考えます。今この中では、各小学校、中学校の校長、それから特別支援学級の担任、それから療育センター、パナウル診療所、町民福祉課、保健センター、教育委員会、それから各学校の特別支援担当等、またそれから秀和苑の施設長当たりが入っておられるようですが、地域ぐるみでノーマライゼーションの理念に基づいてやっていく上では、もっと輪を広げた形で検討されてみたらどうでしょうか。

それと、先ほど申し上げましたように、特別支援教育ということで私どもは最初、中学校から高校への障害を持たれた方々の要望で、今取り上げて県の方をお願いしている訪問教育という形で実現しようということですが。理念的には、誕生前からあの世までという形で、特別支援教育というものをとらえていかなければいけないのではないかと思います。そういう体系づけは、宮崎の推進プランの方に具体的に載っていたのではないかと思います。推進プランの検討について、どう考えておられるのか再度、教育長の方をお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 一応私たちの頭の中では、教育というものにウエイトが掛かっておりまして、誕生から墓場までということになりますと、町全体の仕組みの中で考えていく必要があると考えます。その点、おっしゃいますように、地域ぐるみでの特別支援教育体制ということになりますと、そういったような拡大というのが今後の課題の一つになってくると思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今教育長が御答弁されましたように、教育の分野だけでは手狭だと、その認識が大事だと思います。特別支援教育というのは、もっと間口の広いものだという認識に立って、誕生から墓場までというプランの中で、私どもが特別支援教育の推進体制の確立を求めていくことが、県の課長が申しておられました「スタートとしての試金石」だと思います。こういう考えで、是非誕生から墓場までという流れの中での特別支援教育のプランづくりについて、検討いただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりで、最初の特別支援学級というのは、これはもう手段であって一生を子どもがどう過ごしていくかというのが一番の我々に課せられた課題だと思うのです。その解決のためには、学校は学校関係として、学校を終えた後どうするかという地域の大きな問題があるかと思います。その問題についてですが、私どもとしても、何とかその子どもが一生を安心して送れるような環境づくりということで、親は子どもより先に亡くなるわけでありますので、親が安心して他界できるような環境づくりというのも含めて、結局その子どもが自分で自分の生活費ぐらいは何かできるような環境づくりをしていかなければならないんじゃないかと。簡単に申し上げますと、その1つの例が、授産施設の充実とか、そういうものをやっていく必要があると考えております。それと併せて、肉体的な問題もあって、ある程度の仕事も全くできないような子どもたちについて、どういう環境でやるべきかという問題もいろんな角度から検討させていただいているところです。県の方にもお願いしてやっているわけですが。今まで鹿児島、沖縄の授産施設について調べましたが、一番の問題点は、できた製品がなかなか消化できないという大きな難題を抱えていたわけでありますが、与論の場合は徳洲会の方で塩をつくって、ある程度の小遣い金ぐらいはできるという形に今なっているわけです。あれをより充実した形で、障害を持っている子どもたちがある程度は生活できるような職場づくりをしていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 非常に幅広い問題でありますけれど、今ございましたように秀和苑の施設長のお話を伺いますと、子どもたちにいろんな特性があって、いろんなそれぞれに興味があり特技があって、塩づくりだけではなくて、そのほか花づくりに対する興味を持っている子どもたちとかもいるので、その子どもたちに合った対応ができれば、非常に有り難いかなあという話もされておりました。そういうのも踏まえながら、誕生から墓場までということになると、そういう観点で取り組んでいく、また協議をしていく場が非常に必要だと思います。先ほどの福祉の場合と同じく、全くこれは福祉と同じ課題ですので、そうなってくるべきであるし、またそういう中で協議してまとめていくべきだと思います。

この中で、生からということで非常に指摘されましたのは、障害というのは早期発見をして適切な治療を施せば、治ってくるものがたくさんある。そういう手立てをしてもなおかつ障害が残る方々もおられる。そういう方々に対する手立てをどうするかという分野と、早期に発見して適切な治療をすれば治っていく分野に対する手立てというのも、誕生からそういう意識を持って見なければいけないということ

でありますので、だからこそ特別支援教育というのは、誕生から墓場までという観点が必要だということでもありますので、是非そういう観点もとらえながら検討していただきたいと思います。

それからもう1点、前から論議をしていることなんですが、今回も療育センターとかに行ってお伺いしたりしている中で、感じることもなんですが、保育所、幼稚園、こども園の中で、子どもたちと高齢者の方々との常駐的なふれあいの場を設けることはできないのか。前から私の考え方として、話をしているところですが、これを人材センター等の仕組みをきちっとして、そういう中から各幼児教育の現場に高齢者の方々を派遣し、そこで保育士の皆さんと共同して子どもたちを育てていく。こういう中で、現在社会が抱えている核家族の問題とか、島の伝統的な文化、言葉、遊びの伝承や子どもたちが庭で遊ぶ、外に出て遊ぶといったことへの対応ができないか。これは、正に幼小中高一貫による島ぐるみ教育のオンリーワンの施策にもつながっていくものではないかと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 幸いにしまして、今年から老人クラブの方々の花壇コンクールも2月14日に実施予定しております。ああいったこと、花づくりを通して老人の方々と孫、子どもたちとのふれあい、さらには、来年度からこども園も3こども園がそろってスタートしますので、そこに老人クラブの方々が定期的に行かれて、花づくり、除草、その他の伝承活動を一緒にするなど、今後各園と連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今のお考えは、前から聞かされていることですが、私が今話をさせていただいているのは、その保育所に毎日通っていただく形ではできないのかということです。シルバー人材センターの高齢者の活用ともう一つには、学校の先生方の教材の、いろんな収集とかそういうものに対する補助的な形での活用もあるのではないかと思います。三つ子の魂百までということがありましたように、やはり今課題になっている幼児教育の現場において、高齢者の方々が常駐されるような、又は常駐に近い形ではできないのか、そういうことは検討できないのか、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 老人の方々も忙しくて、なかなか毎日というわけには、難しいんじゃないかと思いますが。この花壇コンクールなどを通して、老人クラブの方々に積極的をお願いしていきたいと思っております。今も各単老におきまして、月初めの月曜日には、それぞれの筋々で登校指導もしていただいておりますが、あれも本当

は、毎日ということで最初投げかけたんですが、なかなかそれは難しい状況でしたので、今後、老人クラブの方々にまた要請していきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） くどいようですが、もう一度申し上げます。今お話の行事的な取組ということではなくて、幼児教育の視点から見た場合に、今の保育士の皆さん、保育士の資格を持っておられる方々だけで頑張っておられるよりは、そこに高齢者、爺さん、婆さんが一緒にそこにいて、現場でムヌガッタインチャイ、ティーミンジャイ、ナディタイ、そういうことが幼児教育の原点であり、非常に今不足している部分ではないかということです。幼児のうちに、そういう豊かな癒しの体験をさせることによって、小学校、中学校、高校にいて、先ほどの「ムイドゥヌサリ」の原点は、まさしくそういうところにあるのではないか。そういうのを踏まえて検討していただきたいと思います。そういう観点から、老人クラブの方々にも話をされ、是非与論の幼児教育を、どういうふうに進めていくかを、与論にいる皆様方の力を、与論にあるいろんなものを投入して、幼児教育をいい方向にもっていけないかという観点からお考えいただければ、今の御答弁ではなくて、もっとじゃあそうだねというわくわくしたものが出てくるんじゃないですか、どうですか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 今の麓さんの御意見を聞くと、わくわくしてまいります。実は、私も先ほどから話しております「ムイドゥヌサリ」というのは、祖父から教えてもらいましたし、またサタヤーナン寝泊まりしていて、昔イキントウを教えてもらった爺さんのそのメロディが今でも頭に残っております。そういう意味では、確かに今なかなか爺さん、婆さんと同居していない世帯が多い中で、地域の子どもたちに対して、その地域の老人クラブの方々の生きる知恵というものを授けていくという視点からすると、大変貴重な御意見だと思いますので、来年度から3校区ともにこども園がスタートするに当たって、0歳児からの生涯学習の一環としてのスタートだということで、是非実現していきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） わくわくしてまいりました。前にも申し上げましたが、私たちも戦後生まれで、戦争を知らない世代である私たちは、団塊の世代といわれており、老人・老人クラブになりました。私たちが、その幼児教育の現場に立ってもおかしくないということではありますが、いかんせん、私どもは戦後の与論を知りません。戦争の体験もございません。今は、そういう節目を乗り越えてこられた私たちの先輩であり、父母の年代が元気なうちに、幼児にこの与論のアイデンティティ、DNAを注ぎ込む大事な時期だと思いますので、是非御検討いただき、その推進の

形はどうあろうと、そういう視点で取り組んでいただきたいと思います。

地域福祉に絡めて特別支援教育ということで申し上げてまいりましたが、地域福祉は、地域社会の再生・活性化につながるという非常に大きな側面を持っていて、これが充実すると経済的な分野にも波及していくことは確かでありますので、こういう分野をきっちりとやることによって、与論はいろんな波及効果、オンリーワンの島づくりが、こういうところから出てくるのであろうし、そのオンリーワンということが実情、内実ともに備わったときに、観光としてもいろんな方々の視点が集まり、足を運んでいただけるのではないかと思います。

本日論議をさせていただきましたが、是非一步スタートを踏み出していただきたいということを強く要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（町田末吉君） これで、10番、麓才良君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は終わります。

次は、議案審議があります。用意をお願いします。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 議案第52号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第52号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 提案理由を申し上げます。

議案第52号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

改正内容は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員として「徴収嘱託員」を新たに設けるものであります。

本町の町税収納率は危惧すべき事態であり、収納率の向上は喫緊の課題であります。納税者と滞納者の不公平性をなくするために、徴収嘱託員制度を導入し、常時臨戸訪問を行うことにより徴収体制の強化を図るとともに、収納率アップを目指すものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５２号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第６ 議案第５３号 与論町光ブロードバンド・サービス設置条例

- 議長（町田末吉君） 日程第６、議案第５３号、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第５３号、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例について提案理由を申し上げます。

「人と自然が輝くオンリーワンの島づくり」を基本理念とした第４次与論町総合振興計画に基づき、オンリーワンの島を実現すべく、島に住む人々、特に子どもたちが自分の島に「自信」と「誇り」を持てる特徴ある島づくりを目指し、各種施策・事業を推進してまいりました。

情報化に関しても、総合振興計画の中で基本理念を実現するために戦略プロジェクトの一つとして「情報の島づくりプラン」を位置づけ、外界離島という地理的ハンディから本土との時間的・距離的制約のある本町の情報化を促進するため、情報基盤の整備や情報教育の推進、企業誘致に取り組んできました。幸いにも今年度与論島全域に光ファイバー網が整備され、１２月１日に開通したところです。

この条例案は、本土との情報の格差是正を図り、地域住民の生活向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例

を制定するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。４番。

- ４番（福地元一郎君） １２月１日からブロードバンドが開通しまして、サービスが始まったわけですが、実際これまで民家にも毎日１０件ぐらいつないでいると思うんですが、つないだ方から、思ったよりも遅いという不満・苦情等が私のところに来ているわけですよ。実際昨日も、知り合いのところが開通したので、行って実際見てみたんですが、速度が６メガしか出ていないんですよ。光ブロードバンドというのは、１００メガの速さがあるということで実際工事を進めたわけですが、その遅さ、６メガなんていうのは、私の家はまだつないでいないんですが、ＡＤＳＬでさえも８メガから９メガ、私の家に出てくるわけですよ。それよりも遅い６メガしか出ていない、それを光ブロードバンドと言えるかどうかという問題なんですよ。だから、是非総務課長にお聞きしたいのは、なぜ遅いのか、その原因究明と、それじゃあどうするか、せめて３０メガbpsぐらいは出ないと、光ブロードバンドとはいえないと思いますので、対策をどうするかお伺いします。

- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。

- 総務企画課長（元井勝彦君） おっしゃるとおりベストエフォート方法としましては、１００メガということでＮＴＴの方からは説明をいただいております。また、・・・のときもＮＴＴのプレゼンテーションでは、５０メガは出るというふうにお話を聞いていまして安心していたんですが、実際私の方も１２月８日につながったときに遅いと感じまして、体感としましては上り下り８メガぐらい出ていまして、速くはなっているようですが、当初ＮＴＴの方でプレゼンテーションしていた５０とはちょっと遠いということでございまして、非常に今懸案事項であります。ただ、まだ全島入っているわけではないので全島入った段階で、どのぐらい出るかということを検討していくことになると思います。ただ、沖永良部の和泊町の方でも、こういう事態は発生しているようでございまして、先般、和泊町の企画課長とも話しましたが、今後そういったことに対しまして、共同でＮＴＴに申し入れていこうということで話し合っております。少なくとも、５０ぐらいはでなければ、企業誘致等にもね、支障を来すんじゃないかと思っています。

ちなみに、リンクスの方には１４メガのスピードで提供されているようでございまして、向こうの方としましては、とりあえずはそれで仕事をしているようでござ

いますが、御指摘の件につきましては、今後検討してみたいと思います。

また、ＮＴＴの方の回答としましては、プロバイダーにつながる前までは７０ぐらい来ているというふうな話もＮＴＴの方からは伺っておりますが、どの辺に原因があるのかということは、今後ＮＴＴの方と協議を進め、その原因を究明していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） ４番。

○４番（福地元一郎君） 答弁の中に、プロバイダーまでは７０メガの速度で来ているという話がありましたけれども、実際、プロバイダーは鹿児島本土の方になるわけですね。問題は、鹿児島本土から離島の間は回路だと思えますよ、通信回路ですね。そういった諸々のことがあって、なかなか大変だと思えますけれども。

この間、鹿児島の支店長がお見えになったときにお聞きしたら、ＮＧＮに対応、要するにＮＧＮというのは、次世代ネットワーク、ＮＴＴの中で一番最新の通信システムなんですけれども、それに与論の場合は対応しているということをお聞きしましたので、速度はすぐ出ると期待していたんですけれども、現状は６メガという、かなり遅い速度なので、早くその原因究明をしていかないと。これから全部各家庭につないでいくわけなんですけれども、それが終わった時点では、余計遅くなる可能性もあるわけですよ、多くなれば多くなるだけ、鹿児島から与論までのパイプはもう決まっているわけですから、太さは。ただ遅くなる可能性があるので、是非これからＮＴＴにお願いすることは、せめて３０メガの帯域保証、帯域保証というのは、これだけは絶対出しますというその保証をしてもらうことが大事だと思います。是非お願いいたします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） そのところは、契約云々というよりも、私どもとしては、５０メガは出るものと思っておりました。また検査の段階でも、必ず出ますよねということを確認しまして検査は終わっていますので、その辺を含めて、再度ＮＴＴの方とは協議を進めていきます。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第５３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第7 議案第54号 与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例

- 議長（町田末吉君） 日程第7、議案第54号、与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第54号、与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例について、提案理由を申し上げます。

先ほどの議案第53号の与論町光ブロードバンド・サービス設置条例で説明したところですが、この条例案は、住民の生活向上及び地域経済の活性化を図るための与論町光ブロードバンド・サービス事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金の徴収について必要な事項を定めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。6番。

- 6番（本畑敏雄君） 分からないから聞くんですけど、このドロップケーブルを撤去する場合の4,000円は何か。

- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。

- 総務企画課長（元井勝彦君） 幹線の線を引いておりますけれども、それから各家庭までの線をドロップケーブルといいます。これは、光をやめますという場合に、それを撤去するときの費用です。

- 6番（本畑敏雄君） それは工事の中に入っていないわけですか。

- 総務企画課長（元井勝彦君） いや、撤去をしますからというときに、これを撤去す

るというその撤去費用です。

- 議長（町田末吉君） いいですか。
- 6番（本畑敏雄君） 意味が分らん。
- 総務企画課長（元井勝彦君） 線を一応引きますよね、こっちまで回線を引いて、N T Tから引いて、その光ファイバーを見ますよね。ところが、光ファイバーはもう要りませんよというときに、その引いた線はずっと置いたままではいけないので、一応これを撤去するときの4,000円になります。
- 議長（町田末吉君） 4番。
- 4番（福地元一郎君） 先ほど話したことに関連するわけですが、そのブロードバンドサービスを始めて、分担金をもらってやるわけですが、実際にその速度が出ない場合にですよ、A D S Lよりも速度が遅いと。だから、これはもう光なんかやる必要はないとなって、これを撤去するときにも、やはりお金を支払う必要があるのかということをお聞きしたいんですけれど。
- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） 先ほど申し上げましたけれども、N T Tの方ですね、今後向こうがプレゼンテーションした速度が出るよう交渉していきますので、その後の段階だと思しますので、とりあえず努力してまいりますので、今のところは、そういったものはないものと思っております。
- 議長（町田末吉君） 4番。
- 4番（福地元一郎君） だからこそ、やはり帯域保証をN T Tと結ぶ必要があると思うんですよ。これだけは絶対出しますというN T Tの保証を受けないことには、100メガのつもりでやって50は出るつもりだったのが、実際には6メガ、8メガしか出ていないわけですから、今後そういうこともなきにしもあらずと思うんですよ。だから、そういった場合のことを想定したときには、やっぱりN T Tと帯域保証を、最低でもやっぱり30メガあれば、私はなんとか光ブロードバンドは成立すると思うんですよ。そういった意味でお願いしたいんですけれども、いかがなものでしょう。
- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） 今期も和泊町の議会の方でも出ているようでございまして、今後、N T Tとの交渉の段階で、そういった皆様方の御意見等も出ているということを強く申し上げ、交渉していきます。
- 議長（町田末吉君） 10番。
- 10番（麓 才良君） 今のその保証については、私ども議会でも決議するぐらいの重大な決意で取り組まなければいけないと思います。そういう思いでN T Tとも十

分に話をされて、議会の方も厳しい意見だったということで取り組んでいただければ、今質問があったように、後で契約書には載っていないということになれば非常に厳しい問題になってくると思いますので、お願いいたします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 検討していきます。ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第8 議案第55号 与論町乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第8、議案第55号、与論町乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第55号、与論町乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

乳幼児医療費助成制度の対象年齢を医科・歯科ともに就学前まで引き上げ、子育て期にある方々の乳幼児に係る医療費の経済的負担の軽減を図るとともに、長期的に持続可能で安定的な制度とするために所得制限を導入することとし、条例の全部を改正するものです。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第５５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５５号、与論町乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号、与論町乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午後２時４５分

再開 午後３時００分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第９ 議案第５６号 平成２１年度与論町一般会計補正予算（第６号）

- 議長（町田末吉君） 日程第９、議案第５６号、平成２１年度与論町一般会計補正予算（第６号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第56号、平成21年度一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、新型インフルエンザワクチン接種事業負担金として国庫負担金に329万円と県負担金に164万5,000円が計上されております。このほか、県補助金に奄美群島創出支援事業補助金の増額分として1,434万1,000円、J - A L E R T（全国瞬時警報システム）整備補助金として942万円計上されております。また庁舎建設基金から691万1,000円を繰り入れているほか、辺地対策事業債の消防施設整備事業債として1,090万円を計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、防災センター等代替施設実施設計委託料として400万円、e l T A X（地方税ポータルシステム）初期導入委託料として360万8,000円、介護保険特別会計繰出金として3,453万4,000円、自立支援給付費（介護給付費）として600万円、新型インフルエンザワクチン接種委託料として1,068万6,000円、奄美群島農業創出支援事業費の条件整備事業共同利用施設整備事業補助金増額分として2,008万1,000円、J - A L E R T（全国瞬時警報システム）設置工事費として942万円、小・中学校構内LAN整備事業委託料として500万円を計上しております。

歳入歳出予算それぞれ6,033万8,000円を追加し、一般会計予算総額39億6,901万6,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。11番。

- 11番（大田英勝君） 15ページに、防災センター等代替施設実施設計委託料というのがあるんですが、一連の交差点整備事業に係るものだと思うんですが、この全体像があまりよく把握できてないものですから、実際壊したりいろいろ移転があったりするわけですが、その辺についての全体像の説明をお願いしたいと思います。

- 議長（町田末吉君） 町長。

- 町長（南 政吾君） ただいま県の事業として交差点改良事業を導入いたしましてやっているわけでありましたが、御承知のように農協の倉庫と、それから後ろの方の乾繭場を壊して、そして、くるくる館を壊しているわけでありましたが。今度壊すのが今水道課と環境課、それから選管が入っているこっちの建物と、それから防災センターと商工会、これだけを壊すことになります。そうしますと、前もって建物を建てておかないと移す課等がありますので、それを建てようというお願いです。その

場所が、こっちに今ブルドーザーがありますけれども、土俵があった手前の方の広場、向こうにコの字型で消防車が入る部分と農協倉庫にあった公用車が入る部分、それから環境課と水道課が入る施設を、会議室も含めてですけれども、2階建てで1,500万円の予定でつくろうと思っております。1,500万円というと面積的に非常に安いのですが、できるだけ安くでつくりたい。将来の全体的なゾーンをどうするかということがはっきり定まっていないので、はっきりしたところで、ちゃんとした永久施設を造りたいと思っているのですが。はっきりしない部分については、できるだけ安くで造りたいという考え方から、1,500万円の予定でつくる、どうも失礼しました。その400万円は、今の水道課の跡に、防災センターの上に機器類がものすごく集まっているため、あれを移さんことにはできませんので、水道課等を撤去したところに造るということです。その設計費用ということです。

- 11番（大田英勝君）　これが1,500万円。
- 町長（南　政吾君）　いや、1,500万円はこの建物で、・・・できません。
- 議長（町田末吉君）　11番。
- 11番（大田英勝君）　大体理解したんですが、図面みたいなのがあって、これはここにこうして造るんだというような何かがありましたら後ほど、現在固まっている部分について提示していただければ有り難いと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- 議長（町田末吉君）　総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君）　今、その素案につきましては図面を書いているところでございまして、出来上がりましたら、提示申し上げたいと思います。
- 議長（町田末吉君）　11番。
- 11番（大田英勝君）　是非お願いしたいと思います。町民の皆さんも、こうして大分様変わりしているので、あれはどうなるんだ、結果的に今後どうなるんだと、いろんな話があるんですけど。まあ大体こうみたいですよというような、ぼかした感じでしか説明できないもんですから、ひとつお願いしたいと思います。
それから、28ページに、高規格救急車両購入負担金というのがあるのですが、これは導入はいつごろになるのでしょうか。
- 議長（町田末吉君）　総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君）　これは、沖永良部の方に置く救急車でございます。今見積もりを取っているところだと思っておりますが、沖永良部の方に常駐するものでございますが、与論に持ってこなければ辺地債が充当できないということでございまして、ちょっと長引いたところでございます。この件につきましては、消防の林議員

の方から質問があって、そのお陰で今回辺地債の充当ができるという方向にもって来たところでございまして、大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 沖永良部に置く救急車とのこと。残念ですね、そのための町負担金ということですね。

その下の方に、全国瞬時警報システム設置工事費というのがあるんですが、これは与論に、でしょうね。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） いろんな警報がありますけれども、日中の8時半から5時までは職員がおりまして、すぐ防災無線等で広報できますけれども、5時半以降は明日の8時半までは誰もおりません。そうした場合、緊急のいろんな津波とかの場合に、直接その防災無線に結んで、情報を住民に知らせるというシステムでございまして、全額を国庫と県の方で負担してもらえる事業でございます。

○議長（町田末吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第6号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 10 議案第 57 号 平成 21 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)

- 議長(町田末吉君) 日程第 10、議案第 57 号、平成 21 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(南 政吾君) 議案第 57 号、平成 21 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について、提案理由を申し上げます。

歳入で、国庫支出金 3,281 万 3,000 円、諸収入で 50 万 3,000 円の追加。

歳出で、総務費 1,000 円、保険給付費 3,311 万 4,000 円、保健事業費 20 万 1,000 円を追加計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長(町田末吉君) 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(町田末吉君) これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第 57 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(町田末吉君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 57 号、平成 21 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、平成 21 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第11 議案第58号 平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

- 議長(町田末吉君) 日程第11、議案第58号、平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(南 政吾君) 議案第58号、平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

補正の主な内容は、歳入で、国庫支出金837万4,000円、支払基金交付金1,046万1,000円、県支出金621万6,000円、繰入金983万5,000円の増額です。

歳出で、総務費1万6,000円、保険給付費3,487万円を増額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長(町田末吉君) 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(町田末吉君) これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(町田末吉君) 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号、平成２１年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１２ 議案第５９号 平成２１年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

- 議長（町田末吉君） 日程第１２、議案第５９号、平成２１年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第５９号、平成２１年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で、後期高齢者医療保険料３１万４,０００円、諸収入５万７,０００円、国庫支出金１１万円をそれぞれ増額、一般会計繰入金１１５万４,０００円を減額。

歳出で、総務費５万円、保健事業費１１万円、諸支出金５万７,０００円をそれぞれ増額、後期高齢者医療広域連合納付金８９万円を減額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第５９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５９号、平成２１年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号、平成２１年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１３ 議案第６０号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

- 議長（町田末吉君） 日程第１３、議案第６０号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第６０号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由を申し上げます。

市町村合併により、姶良市が設置されたことに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて関係市町村と協議したので、地方自治法第２９１条の１１の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第６０号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第６０号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共

団体の数の減少についてを、採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 14 議案第 61 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に
ついて

○議長（町田末吉君） 日程第 14、議案第 61 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に
ついてを、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第 61 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に
ついて、提案理由を説明申し上げます。

市町村合併による始良市の設置等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第 13 条並びに地方自治法第 286 条第 1 項及び 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第 61 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更についてを、採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更については、可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（給食センター連続炊飯システム購入契約について）

- 議長（町田末吉君） 日程第15、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（給食センター連続炊飯システム購入契約について）を、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

当該炊飯システム整備が、経済危機対策として国の平成21年度補正で予算措置された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を導入した事業で、早急に実施しなければならないこと及び学校給食に支障を来さないために夏季休業期間中にシステム整備を終える必要があることから専決処分を行ったので、その承認を求めるものです。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（給食センター連続炊飯システム購入契約について）を、採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（給食センター連続炊飯システム購入契約について）は、承認することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、１２月１８日、本会議であります。日程の都合により、特に午後３時に繰り下げて開くことにいたします。定刻まで、御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦勞様でした。

- - - - - ○ - - - - -

散会 午後３時２７分

平成 2 1 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

平成 21 年第 4 回与論町議会定例会会議録
平成 21 年 12 月 18 日（金曜日）午後 3 時 30 分開議

1 議事日程（第 2 号）

開議の宣告

第 1 議案第 62 号 物品売買契約について

第 2 発議第 8 号 「誠の島の平和宣言」に関する決議

第 3 陳情の委員長報告及び討論採決

○文教経済常任委員長

1 陳情第 19 号 木根奈・大久保線農道の舗装陳情

第 4 委員会の閉会中の継続審査、調査申出について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会、議会議員定数等調査特別委員会

2 出席議員（12 人）

1 番 川 村 武 俊 君	2 番 林 隆 寿 君
3 番 供 利 泰 伸 君	4 番 福 地 元一郎 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 本 畑 敏 雄 君
7 番 坂 元 克 英 君	8 番 喜 村 政 吉 君
9 番 野 口 靖 夫 君	10 番 麓 才 良 君
11 番 大 田 英 勝 君	12 番 町 田 末 吉 君

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12 人）

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悦 郎 君
税 務 課 長 猿 渡 ケイ子 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
環 境 課 長 港 沢 勝 君	産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君
商工観光課長 久 留 満 博 君	建 設 課 長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 岩 村 安 峰 君

5 職務のため出席した事務局職員（2 人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 書 記 林 孝 徳 君

開議 午後３時３０分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１ 議案第６２号 物品売買契約について

- 議長（町田末吉君） 日程第１、議案第６２号、物品売買契約についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） よろしく願いいたします。

議案第６２号、物品売買契約について、提案理由を申し上げます。

平成２１年度与論町立小・中学校パソコン整備事業について、物品売買契約を締結しようとするものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。４番。

- ４番（福地元一郎君） このパソコン整備事業について、説明をお願いいたします。

- 議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明いたします。

学校ＩＣＴ環境整備事業ですが、これは事業費の３分の２が国庫補助金、残り３分の１を経済危機対策臨時交付金を充てて、事業費のほぼ全額を国庫負担で実施する事業であります。

今回、パソコン１５９台、中学校のプロジェクター１台の事業量で、先般入札を実施いたしまして、今回の契約議案を上程させていただきました。

- 議長（町田末吉君） ４番。

- ４番（福地元一郎君） 今度のパソコンは、リースではなく買取りですか。

- 議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長（野田俊成君） はい、おっしゃるとおり買取りでございます。

- 議長（町田末吉君） ４番。

- ４番（福地元一郎君） 買取りであればいいんですが、これまで使っていたパソコンが、大体９０台ぐらいあったと思うんですけども、その処分はどういう計画か、もう一度お伺いします。

- 議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長（野田俊成君） これまでは３小学校、中学校の賃貸借契約、い

わゆるリース契約を締結いたしまして、3小学校の1年間の賃貸借料が47台で511万5,600円、中学校が40台で374万2,200円、合計87台の年間の賃貸借料が885万7,800円です。5年契約分で4,428万9,000円を支出してございますが、今回の事業は、ほぼ全額を国の予算で買取りできるということで、大変すばらしい事業を導入できたものと考えております。また、これまで御指導いただきました関係者の方々に、この場をお借りしましてお礼を言いたいと思います。

今回、この買取りに伴う既設の撤去ですが、一応契約上、5年間のリース契約が満了すると、与論町のものになるという条項がありまして、それに伴い、今後の修繕に充てるために、パーツを取得して、与論小学校内にあります旧朝戸保育所に全部保管する予定でございます。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今答弁にありましたように、撤去するパソコンの中に入っているOSのウィンドウズXPは、まだ5年しか経っておらず、十分に使えるパソコンなんですよ。それでひとつお願いしたいのは、この間、中央公民館内のパソコン室を見に行った時に、10年以上前のウィンドウズMEというXPよりかなり前のOSしか入ってなくて、古くて使えないわけですよ。であれば、今撤去するパソコンの中から使えるものを、再度インストールして、20台ぐらい中央公民館に移して農業簿記等を教えるためのパソコンにするなど、有効活用すればいいと思いますが、それは可能かどうかお聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御指摘のとおり、以前、公民館教室の1つとしてパソコン教室を開催しておりましたが、最近になって各家庭のパソコンよりも、はるかに中央公民館のパソコンが古くて、新しいものを持っているのに古いもので勉強する意義があるのかという指摘がありまして、昨年来パソコン教室を中止しています。御指摘のとおり、XPが農業簿記とかに活用できればパソコン教室を復活することができるので検討してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 同じように、この物品購入の売買契約についてなんですが、町の備品管理とパソコンの在り方について、以前町民の方から、役場から古いパソコンをもらったという話も聞いたことがあります。備品管理の在り方、処分の在り方について、一定の決まりに基づいて行っているかということと、パソコンには当然シリアルナンバーがあります。シリアルナンバーと、それに関するメモリーとかの基本部品にも一定のシリアル番号が全部ありますが、この辺の管理をどのように

されているのか、御説明をお願いします。

- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） パソコンの廃棄につきましては、所定の事務手続で決裁を受け廃棄をしております。シリアルナンバーにつきましては、今資料がありませんので、後ほど御回答いたしたいと思います。
- 議長（町田末吉君） 5 番。
- 5 番（喜山康三君） きちんと備品を管理して、処分するときにも町の財産ですので、無償というのも問題があると思います。何らかの形で町の収益になるよう処分の在り方についても、いろいろな対策、町の財政を潤すための方法を御検討いただければと思います。以上です。
- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第 6 2 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第 6 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。
- これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。
- これから、議案第 6 2 号、物品売買契約についてを、採決します。
- お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第 6 2 号、物品売買契約については、可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 2 発議第 8 号 「誠の島の平和宣言」に関する決議

- 議長（町田末吉君） 日程第 2、発議第 8 号「誠の島の平和宣言」に関する決議を、議題とします。
- 本件について、趣旨説明を求めます。10 番。
- 10 番（麓 才良君） 陳情第 8 号、「誠の島の平和宣言」に関する決議。
- 提出者、与論町議会議員、麓才良、賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく与論町議会議員、喜村政吉、同じく与論町議会議員、福地元一郎。

「誠の島の平和宣言」に関する決議案を、与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。提案理由を申し上げます。

広島・長崎が被爆した先の大戦後、東西冷戦の象徴であったベルリンの壁が崩壊してから20年を迎え、アメリカ合衆国のオバマ大統領は、核兵器なき世界に向けたプラハ演説を行い、国連安全保障理事会は「核兵器なき世界」に向けた取組をうたった決議を採択しました。

一方国内では、政権交代を受けて、非核三原則の密約の有無や普天間基地の移設が大きな問題となっています。

このような折、与論町議会は核兵器なき世界の実現に向けて重大な関心をもって、「誠の島の平和宣言」を決議しようとするものであります。

ちなみに、大島地区では、1983年には旧名瀬市、徳之島町、天城町が、1985年には龍郷町、旧笠利町、伊仙町、和泊町が、1995年には大和村、1996年には喜界町が、同様の非核自治体宣言を決議しております。

「誠の島の平和宣言」に関する決議

1945年（昭和20年）8月、広島・長崎が被爆した先の大戦後、東西冷戦の象徴であったベルリンの壁が崩壊してから、2009年11月9日で20年を迎えた。

2009年4月、核兵器大国であるアメリカ合衆国のオバマ大統領は、プラハ演説で「核兵器を使用したことのある唯一の国として道義的な責任がある」と表明。核兵器なき世界に向けて、すべての国家はエネルギーの使い方を変える上で応分の責任を負わなければならないと提唱。そして、国連安全保障理事会は、「核兵器なき世界」に向けた取組をうたった決議を採択。

今や、核兵器が国の安全保障をもたらすとの発想の転換を促す国際社会の機運が歴史的な高まりを見せている。

日本は、世界で唯一の被爆国であり、他の国にない観点をもっている。加えて、国内最大の基地を有する沖縄を指呼の間に望む私たち与論町民は、核兵器のない世界の実現に向けて、一層の関心を持たなければならないと考える。

私たちは、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」とうたわれた恵まれた美しい自然と、祖先の遺訓である誠の伝統に誇りをもち、核兵器のない世界と恒久平和を目指して「誠の島の平和宣言」を決議する。

平成21年12月18日与論町議会

以上であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第8号「誠の島の平和宣言」に関する決議を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（町田末吉君） 起立全員です。

したがって、発議第8号「誠の島の平和宣言」に関する決議は、決議することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第3 陳情の委員長報告及び討論採決

- 議長（町田末吉君） 日程第3、陳情の委員長報告及び討論採決であります。

陳情第19号「木根奈・大久保線農道の舗装陳情」を議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

- 文教経済常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託された陳情第19号「木根奈・大久保線農道の舗装陳情」について、審査の経過と結果についての御報告を申し上げます。

当委員会は、12月15日、5人の委員、執行機関から産業振興課長及び同課長補佐同席のもと、現地調査を行い審査いたしました。

本陳情は、陳情書の趣意に記載されているとおり、問題があります。県営畑総による面工事は灌漑配管布設工事も終了し、道路の舗装を残すのみとなっております。利用度や利便性を考慮すると、県営畑総の事業計画の一環として施工されるべきとの意見でありました。

採決の結果、本陳情の趣旨に賛同するとのことで、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査と結果についての報告を終わります。

- 議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告は終わりました。

文教経済常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第１９号「木根奈・大久保線農道の舗装陳情」について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第１９号「木根奈・大久保線農道の舗装陳情」を、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第１９号「木根奈・大久保線農道の舗装陳情」は、採択することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第４ 委員会の閉会中の継続審査・調査申出について

- 議長（町田末吉君） 日程第４、委員会の閉会中の継続審査・調査申出についてを、議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元に配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 21 年第 4 回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

- - - - - ○ - - - - -

閉会 午後 3 時 48 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町 田 末 吉

与論町議会議員 供 利 泰 伸

与論町議会議員 喜 村 政 吉